

# 専修学校関係施策と予算について

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室

## 目 次

これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議について . . . . .	1
平成29年度専修学校関係予算（案） . . . . .	7
成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進について . . . . .	17
職業実践専門課程について . . . . .	25
実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関について . . . . .	41

1. これからの専修学校教育の振興のあり  
方検討会議について

# 「これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議」 の開催について

## 趣 旨

- 専修学校は昭和50年(1975年)7月に制度化  
制度創設以来40年にわたり、自由度の高い制度特性を活かしながら、多様な分野において、社会のニーズに即応した職業人材養成を展開。
- 中核的な職業教育機関である専修学校への期待  
専修学校は、その柔軟な特性を活かし、また、各地域に根ざした職業教育機関として、様々な分野において必要とされる職業人材の養成に向けて、今後ますますその役割を果たしていくことが期待される。



専修学校制度の目的・役割を踏まえつつ、  
専修学校固有の課題等への対応を図る観点から、  
**専修学校教育の振興に関する総合的な検討を行う**ため、  
本検討会議を開催。

## 検討事項

- (1) 専修学校の人材養成機能の向上について
- (2) 専修学校の質の保証・向上について
- (3) 専修学校における学びのセーフティネットの保障について 等

## 検討スケジュール

- 平成28年5月以降、約1年間検討。
- 平成28年度内にとりまとめ。

## 委員構成

- 座 長： 黒田壽二 金沢工業大学学園長・総長
- 副座長： 今野雅裕 政策研究大学院大学教授
- 専修学校関係者、学識経験者、経済界関係者、自治体関係者、高等学校関係者等により構成(合計13名)

これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議委員名簿

※敬称略、五十音順 (◎：座長、○：副座長)

- 浦部ひとみ 東京都立青井高等学校主幹教諭、東京都高等学校進路指導協議会事務局長
- 大井川智明 日本商工会議所企画調査部担当部長
- 小方 直幸 東京大学大学院教育学研究科教授
- 河原 成紀 学校法人河原学園理事長、全国専修学校各種学校総連合会常任理事
- ◎ 黒田 壽二 金沢工業大学学園長・総長、日本高等教育評価機構理事長
- 小杉 礼子 独立行政法人労働政策研究・研修機構特任フェロー
- 小林 浩 リクルート進学総研所長、リクルート「カレッジマネジメント」編集長
- 小林 光俊 学校法人敬心学園理事長、日本児童教育専門学校校長、全国専修学校各種学校総連合会会長
- 今野 雅裕 政策研究大学院大学教授
- 清水 信一 武蔵野東高等専修学校校長、全国高等専修学校協会会長、全国専修学校各種学校総連合会常任理事
- 寺田 盛紀 岡山理科大学教授、名古屋大学名誉教授
- 前鼻 英蔵 学校法人西野学園理事長、全国専修学校各種学校総連合会理事・全国専門学校青年懇話会会長
- 吉本 馨 大阪府教育庁私学課長

[ 1 3 名 ]

これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議  
審議経過報告（平成28年8月）  
《概要》

## 検討会議について

### 【開催趣旨】

専修学校は昭和50年7月に制度化され、多様な分野において、社会のニーズに即応した職業人材養成を展開。中核的な職業教育機関として、今後ますますその役割を果たしていくことが期待されることから、専修学校教育の振興に関する総合的な検討を行うため、そのあり方に関する検討会議を開催。

### 【開催状況】

有識者13名により構成（座長：黒田壽二 金沢工業大学学園長・総長）。平成28年5月以降、これまでに計4回開催（年度内に最終とりまとめ）。

## 基本的方向性【専修学校教育振興策の基本方針】

- 専修学校振興策を、3本柱のもとに整理する。
  - ① 「人材養成」（専修学校教育の人材養成機能の向上）
  - ② 「質保証・向上」（専修学校教育の質保証・向上）
  - ③ 「学習環境」（学びのセーフティネットの保障）
- 新たな高等教育機関の議論等も進む中で、教育を行う場としての専修学校の価値を問い直し、その下に個別の施策を展開すべく、更に検討を深める。

## 具体的施策

### （1）人材養成について

#### 【産学連携】

- 機動的な教育活動展開のための産学連携の体制づくり

専修学校において、産業界・社会が求める有為な人材を養成する機能を向上・強化していくため、産官学による組織的・機動的かつ持続可能な連携体制づくりに向けた支援が必要。
- 産学連携による教育手法の確立

専修学校と企業等が連携しつつ学習と実践を組み合わせる教育手法の確立に向けたガイドラインの作成を進めることが必要。

## 【社会人の学び直し】

### ○ 社会人の学び直し促進の具体的展開

専門学校による短期プログラムの実践は、社会人の学び直しの受け皿としての役割が大きく、企業における能力開発ニーズとのマッチングを図りながら、学び直し機会の創出に向けた支援が必要。あわせて、学び直し講座に関するポータルサイト等により、講座情報に簡単にアクセスできるようにしていくことが必要。

### ○ 社会人の学び直しのための企業等による支援

雇用環境、企業に対する奨励金等、社会人の学び直し促進に向けた企業支援の広がりも求められる。また、専門実践教育訓練給付金が専門学校において一層活用されるよう更なる検討が必要。

## 【留学生・グローバル化】

### ○ 総合的な留学生施策

グローバル化に対応した人材育成のため、現地の日本語教育機関等と連携しながら、専門学校における留学生受入れに関する質的・量的充実に向けた方策を打ち出すことが必要。なお、卒業後、日本国内の企業等で一定期間就労し、実践することの教育的意義について、今後検討を深めていくことが有益。

### ○ 職業教育の国際通用性の確保

海外の職業教育機関や専修学校で学んだことが、共通の枠組みの中で位置付けられ、国際的に担保されることは重要であり、今後の検討課題。

## (2) 質保証・向上について

### 【職業実践専門課程】

#### ○ 職業実践専門課程の今後のあり方

効果検証を行いながら取組内容の充実等を進めていくため、卒業生調査も含めて、実態調査を継続的に実施することが重要。それを踏まえ、一層の充実を目指した今後の位置づけについて、引き続き検討。

#### ○ 職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実

学校評価・情報公開の充実は、専修学校の質保証・向上における取組として、今後一層重要。第三者評価の活用のあり方については、職業実践専門課程認定との関連性も含めて、引き続き検証・検討。

### 【教育体制の充実】

#### ○ 教職員の資質能力向上の推進

専修学校の質的底上げを図ることは重要な課題であり、その際に、専修学校の教職員の資質能力向上支援（指導力や事務機能向上等に向けた研修体制の構築支援）は重要。

### 【専修学校についての理解・認知度向上】

#### ○ 専修学校についての積極的な情報発信

高等学校や地域の行政機関等との連携を進めながら、専修学校の意義・役割を積極的に発信していくべき。また、国・都道府県等においても、必要な情報を集約して発信していくことが必要。あわせて、専修学校の理解度・認知度の向上のためには、質を伴った教育実践が不可欠。

#### ○ 専修学校からの発信のあり方

専修学校自身が好事例を整理して公表することも大切。

#### ○ 専修学校への進学に関する自主的なルール作りの必要性

AO入試による早期の進路決定も含めた進路指導等のあり方につき、高等学校等と専修学校の話し合いの場が持たれ、ガイドライン作成等がなされることが望ましい。

#### ○ 専修学校の理解促進のための高等学校等教員研修の充実等

各都道府県等で実施する教員向けの研修等を通じ、専修学校への理解を深めることも必要。

## (3) 学習環境について

### 【経済的支援】

#### ○ 修学困難な専門学校生に対する経済的支援のあり方検討

経済的に修学困難な専門学校生に対する経済的支援について、実証研究事業の着実な実施・検証を進め、具体的な方策につなげていくべき。

### 【教育基盤整備】

#### ○ 専修学校の教育基盤整備支援

平成28年熊本地震により被災した専修学校等施設設備の復旧も含め、教育基盤整備等について、必要な支援の実現を進めていくことが必要。

### 【多様な学び・教育の実現】

#### ○ 個に応じた多様な学びの機会の保障

専修学校は、一条校と相まって個に応じた多様な学習機会を提供している中で、学ぶ学生・生徒の目線に立って、専修学校における多様な学び・教育の実現に向けて課題があるものについては、今後とも課題の解決に向けて対応していくことが必要。

#### ○ インクルーシブ教育システムの実現

柔軟に教育課程を編成できる専修学校の強みも生かしながら、高等専修学校等における特別に配慮が必要な学生・生徒の多様な学びの促進と必要な支援を進めていくべき。

2. 平成29年度専修学校関係予算（案）  
について

# 平成29年度 専修学校関係予算（案）

（ ）は28年度予算額

## 専修学校教育の人材養成機能の向上

- 専修学校による地域産業中核的人材養成事業【新規】 16.8 億円（ - ）

柔軟な制度的特性を生かしながら産業構造の変化や各地域のニーズ等に対応した実践的な職業教育を行う専修学校の人材養成機能の充実・強化を図るため、社会人向けの教育プログラムや特色ある教育カリキュラムの開発、効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成、分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築を進める。

<事業での取組>

  - ・教育プログラム等の開発
  - ・産学連携手法（専修学校版デュアル教育）の開発
  - ・産学連携体制の整備
- 専修学校グローバル化対応推進支援事業【新規】 2.5 億円（ - ）

専修学校への留学に関する総合的・戦略的な留学生施策の推進を図るため、諸外国における日本の専修学校の広報・優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制の構築を進める。
- 国費外国人留学生制度 7.6 億円（7.6億円）

## 専修学校教育の質保証・向上

- 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進 1.8 億円（1.8億円）

職業教育の充実及び専修学校教育の質保証・向上を図るため、専修学校における研修体制づくり等の推進や、高校や企業等への効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行うとともに、職業実践専門課程認定校を中心とした第三者評価の検証等の取組を進める。

## 学びのセーフティネットの保障

- 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業 1.8 億円（3.0億円）

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、実証的な研究として経済的支援及びその効果検証等を行う。
- 私立学校施設整備費補助金 3.0 億円（3.0億円）

【補助対象】

  - ・教育装置や学内LAN装置の整備
  - ・学校施設や非構造部材の耐震化工事、バリアフリー化工事、備蓄倉庫や自家発電設備の整備
  - ・太陽光発電導入工事、エコ改修工事
- 私立大学等研究設備整備費等補助金 2.2 億円（2.2億円）

【補助対象】

  - ・情報処理関係設備の整備

## 合 計

35.9 億円（35.2億円）

<東日本大震災や熊本地震からの復興関係>

- 被災児童生徒就学支援等事業 ※東日本大震災復興特別会計 62.0 億円の内数
- 被災児童生徒就学支援等事業（熊本地震対応分）【新規】 5.6 億円の内数

※ 上記のほか、高等学校等就学支援金、日本学生支援機構の奨学金事業等の中に、専修学校生を対象とした予算が含まれている。  
※ 平成28年度予算の合計欄には、平成29年度予算案の「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」に統合する「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業（15.3億円）及び「専修学校版デュアル教育推進事業」（1.5億円）、並びに平成28年度限りの事業である「専修学校留学生就職アシスト事業」（0.5億円）等の予算額を含めている。  
※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しない。

# 専修学校による地域産業中核的人材養成事業

平成29年度予定額：1,683百万円【新規】

## 【趣旨・目的】

柔軟な制度的特性を生かしながら産業構造の変化や各地域のニーズ等に対応した実践的な職業教育を行う専修学校の人材養成機能を充実・強化し、地域産業の発展を支える中核的な人材養成機関としての専修学校の役割の充実を図るため、社会人向けの教育プログラムや特色ある教育カリキュラムの開発、効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成、分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築等を進める。

## 教育機関

### メニュー1：教育プログラム等の開発

ターゲット①

- 社会人の学び直しの推進(学びやすい教育プログラムの開発・実証)  
⇒eラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開発等  
⇒地域版学び直し教育プログラムの開発・実証

ターゲット②

- 高等専修学校の教育カリキュラムの特色化  
⇒特色ある教育推進のための教育カリキュラム等の開発・実証

### メニュー2：産学連携手法の開発

ターゲット③

- 産学連携による効果的な職業教育の実践  
⇒学習と実践を組み合わせる教育システムの構築 (専修学校版デュアル教育の手法開発)

### メニュー3：産学連携体制の整備

ターゲット④

- 自立的・機動的な産学連携体制の構築  
⇒人材育成協議会の設置

産業界

産学官の連携強化による実践的な教育の推進

行政機関

教育プログラム等の開発

メニュー1 教育プログラム等の開発

【趣旨】

実践的な職業教育を行う専修学校等の学び直し機能の向上に向け、**学び直し講座の開設促進や、社会人が学びやすい教育プログラムの開発**を行う。また、高等専修学校（専修学校高等課程）等における**特色ある教育を推進するためのカリキュラムの開発**を行う。

（事業の概要）

eラーニングの積極活用等による学び直し講座の開設等

専修学校を活用した社会人の学び直しを積極的に推進するため、専修学校において、eラーニングを積極的に活用したカリキュラム編成による学び直し講座の開設など、社会人の学び直しを推進するための方策について調査研究を実施する。 [新規メニュー/委託事業]

地域版学び直し教育プログラムの開発・実証

地域や業界団体・企業等の人材ニーズが高い分野における実践的な知識・技術・技能を修得するため、専修学校等において、地元企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」の開発・実証等を行う。 ※ 「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業の継続メニュー

特色ある教育推進のための教育カリキュラム等の開発・実証

高等専修学校等において、後期中等教育段階から高等教育や就業への継続性のある教育カリキュラムや、特別に配慮が必要な生徒等の特性を踏まえた支援体制・教育手法（教育カリキュラムや就業支援等）の開発・実証を行う。

※ 「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業の継続メニュー

取組実施分野の例

産学官連携による教育プログラムの開発

- 環境・エネルギー
- 農業
- 畜産
- 介護・看護
- 保育
- 医療
- ファッション
- 美容
- アニメ・漫画
- デザイン
- 観光
- IT
- ゲーム・CG
- 社会基盤

## メニュー2 産学連携手法の開発

### 【趣旨】

専修学校において、これからの時代に求められるアクティブ・ラーニングの在り方を見据え、**学習と実践を組み合わせる**効果的な教育手法を開発し、学校・産業界双方のガイドラインとして作成・共有化することにより、質保証・向上を図りつつ、実効的・組織的な産学協同による教育体制を構築する。

産学連携手法の開発

### 《学習と実践を組み合わせる教育システム（専修学校版デュアル教育）の構築》



産学官連携体制の整備

産学連携の下で、学習と実践を組み合わせる効果的な教育手法を開発・確立し、標準モデルとしてパッケージ化（ガイドライン策定）⇒各専修学校の産学連携教育の質向上

教育プログラム等の開発

### メニュー3 機動的な産学連携体制の整備

【趣旨】

我が国の専修学校群が、自由度の高い制度特性を生かしながら、変化する社会ニーズに的確に応え、その役割を果たしていくことを支援する。

≫ 専修学校と産業界・行政機関等を構成員とする協議会において、各分野における人材育成の在り方を検討し、各専修学校における教育内容の改編・充実につなげるとともに、持続可能な協議体制の整備を促す。

(事業の概要)

専修学校、産業界・行政機関等が特定の分野の中長期的な人材育成について協議し、各専修学校の教育カリキュラムに反映し、教育内容の改編・充実に実施する。【新規メニュー/委託事業】

全国版人材育成協議会の設置(分野別) ※2箇所

地域版人材育成協議会の設置(分野別) ※12箇所

※代表機関となる専修学校又は専修学校振興団体に委託し実施。



分野別の人材育成協議会の取組 (PDCA +α)

- P** 最新の産業動向や業界ニーズ把握・共有
- D** ニーズを踏まえた具体的な教育機会の提供
- C** 効果的な教育体制・手法の検証
- A** 時代に応じ適時に教育手法等の改善がなされるプロセスの確立
- α** 組織の自立化に向けた検討 等

# 専修学校グローバル化対応推進支援事業

平成29年度予算額：252百万円【新規】

## 【日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）】（抜粋）

- 第Ⅱ.3つのアクションプラン  
 2. 雇用制度改革・人材力の強化  
 ⑦ グローバル化等に対応する人材力の強化  
 優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から2020年までに30万人に倍増させること（「留学生30万人計画」の実現）を目指す。

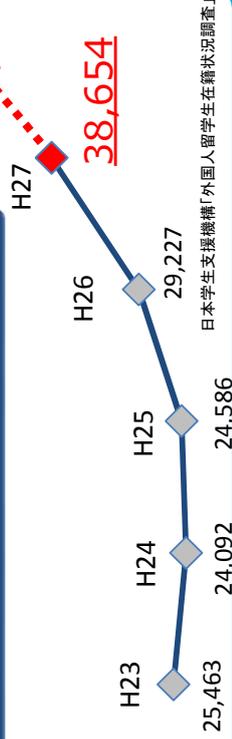
## 【日本再興戦略（平成28年6月2日閣議決定）】（抜粋）

- ii) 高等教育等を通じた人材力の強化  
 専修学校についても、グローバル化に対応した人材育成のための留学生受入れ促進等に関する方策や、「職業実践専門課程」の実績検証等を含めた専修学校教育の在り方について、本年度中に検討し、産業界のニーズを踏まえた専修学校の専門人材の育成機能の強化と質の保証・向上を図るために必要な制度的措置等を来年度までに講じる。

## 【専修学校留学生就職アシスト事業】（～H28）



## 専修学校（専門課程）の外国人留学生の増加



## 課題

**留学生の急増への対応**

**非漢字圏の留学生増加**  
 (バトナム、ネパール等)

**受入れ分野拡大の可能性**  
 (介護分野等)

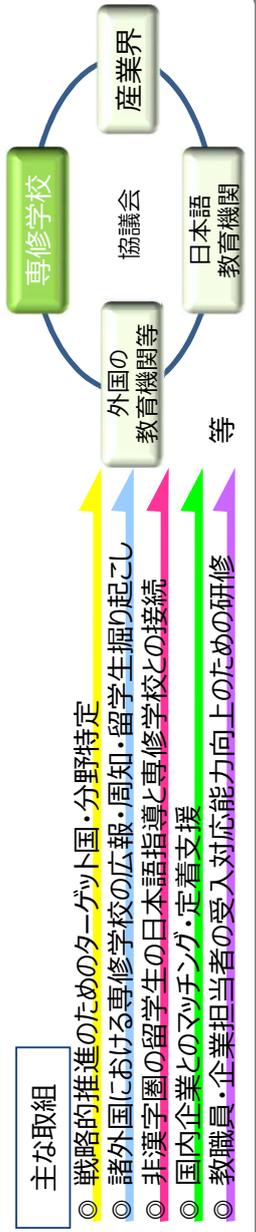
**入口から出口に至るまでの連携体制構築**

**新たな課題にも対応した総合的・戦略的な留学生施策推進の必要性**

## 事業内容

### I 各地域における留学生の戦略的受入れに向けた体制整備

諸外国における日本の専修学校の広報・優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、専修学校への留学に係る入口から出口に至るまでの総合的・戦略的な留学生施策の推進について、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制を構築する。



### II 継続的な実態把握等

専修学校の外国人留学生の留学動向やその後の就職状況並びに日本人学生の留学状況について、全国的な調査を実施するとともに、広報ツールを更新する。

取組

- ◎ 留学状況調査実施・分析
- ◎ 広報ツールの更新・改善等

# 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

(前年度予算額:183百万円)  
平成29年度予算額:181百万円

## <背景・経緯>

平成28年5月～:「これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議」

専修学校制度の目的・役割を踏まえつつ、専修学校固有の課題等への対応を図る観点から、専修学校教育の振興に関する総合的な検討を行う。

平成28年6月:「日本再興戦略改訂2016(平成28年6月2日閣議決定)」

専修学校についても、グローバル化に対応した人材育成のための留学生受入れ促進等に関する方策や、「**職業実践専門課程の実績検証等を含めた専修学校教育の在り方について**」に於いて、**本年度中に検討し**、産業界のニーズを踏まえた専修学校の専門人材の育成機能の強化と**質の保証・向上を図る**ために必要な制度的措置等を来年度までに講じる。

## <事業の内容> ※点線枠部分は新規項目

### 調査研究協力者会議等の開催

#### ◆ 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議

職業実践専門課程の実態調査等に基づく検証等により、専修学校の質保証・向上の推進に向けた方策の検討を行う調査研究協力者会議を開催する。

#### ◆ 専修学校教育研究協議会

専修学校の運営改善に向けた取組等に関する研究等を行う協議会を開催する。

#### ◆ 社会のニーズに応える効果的な情報発信の推進

高校や企業などを意識した効果的な情報集約・情報発信等の在り方について検討を行い、広報ツールの開発等を行う。

### 学校評価の充実

#### ◆ 情報公開等の促進に資する取組

「学校評価ガイドライン」を踏まえた「情報公開の手引き」(平成28年度開発予定)に係る視聴覚教材を作成し、その活用を含めた研修等を各地で実施する体制づくりを進め、学校評価の充実を図る。

### 職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進

#### ◆ 教員の資質能力向上の取組

職業実践専門課程の教員の指導力等の向上に資する研修プログラムを開発するとともに、その成果を普及する。

#### ◆ 第三者評価の研究等を通じた質保証・向上の推進

第三者評価について、認定校を中心として、分野ごとの課題等を取りまとめつつ、各分野関係団体や企業等が参画し、第三者評価の試行・検証を進め、その普及・拡大のための取組を実施する。また、分野横断的な第三者評価の基準や評価体制等の在り方についても検証を進め、標準的な評価モデルの構築を目指す。

#### ◆ 質保証・向上のための実態調査

産業界との連携による教育課程の編成等の実施状況や、卒業生の企業内における評価など、職業実践専門課程に係る実態調査を行うとともに、認定効果の比較分析等のため、非認定の専門課程や高等課程等を含めた専修学校に関する実態調査を実施することにより、専修学校の一層の質保証・向上につなげる。

職業教育の充実，専修学校の質保証・向上

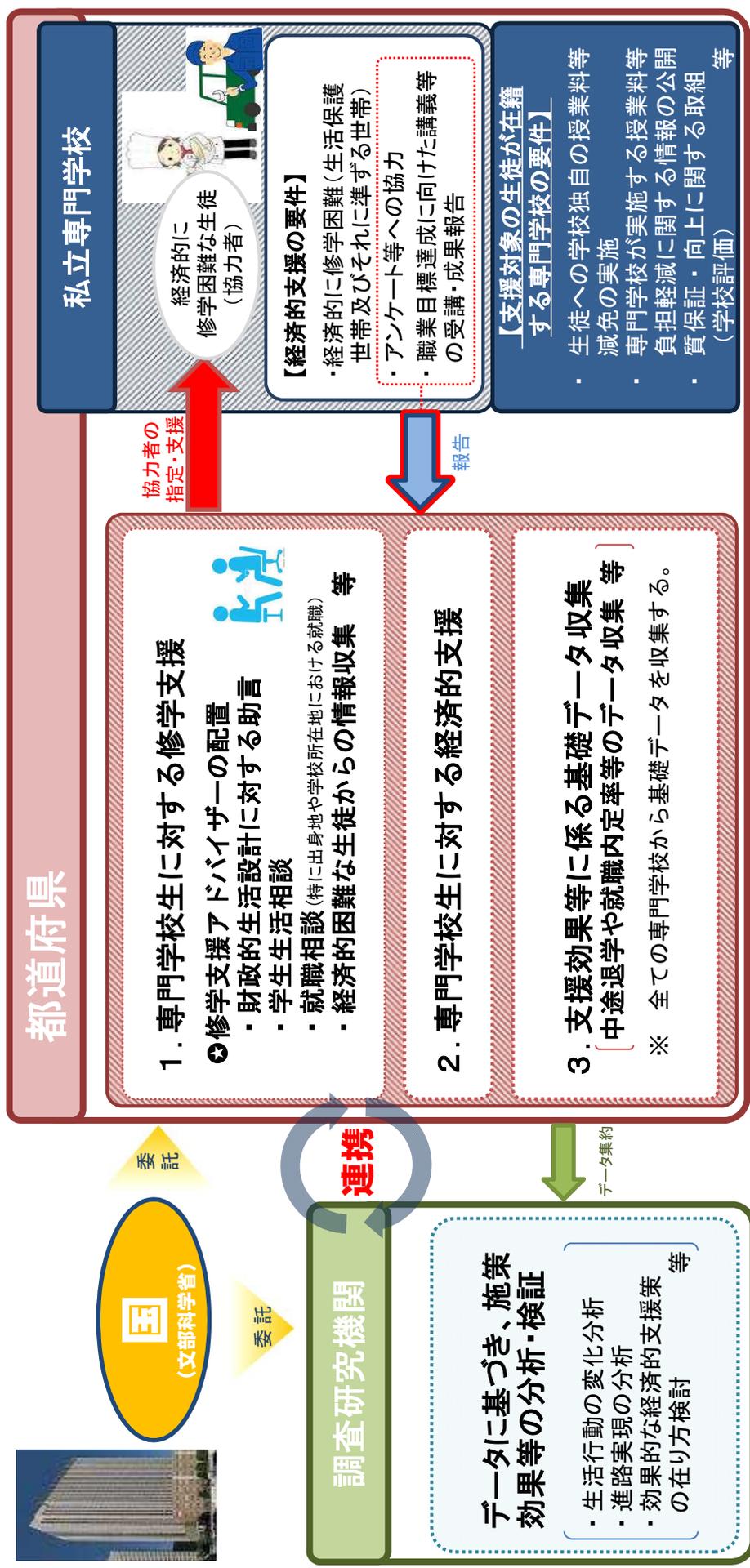
# 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

(前年度予算額:305百万円)  
平成29年度予算額:181百万円

## 趣旨・目的

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な修学支援の検証等について実証的な研究を行う。

【実施期間】 平成27年度～29年度  
【対象】 都道府県・調査研究機関



専門学校生への修学支援の推進

# 経済的支援を実施する上での生徒・専門学校の要件

## 生徒の経済的要件

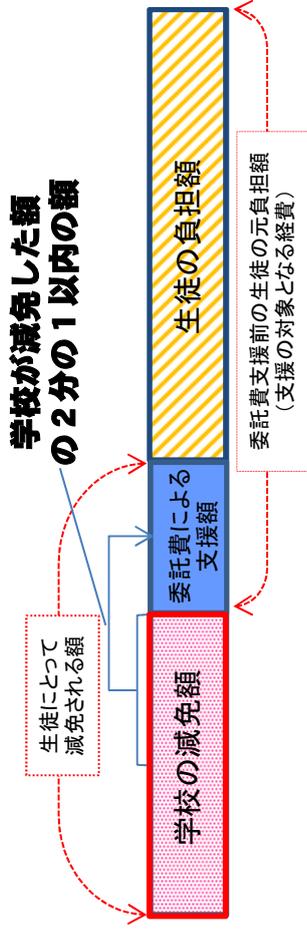
- ◆次に掲げるいずれかの世帯の生徒であること。
- ①生活保護世帯の生徒
- ②市町村民税所得割非課税世帯の生徒
- ③所得税非課税世帯の生徒
- ④保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の生徒

## 生徒が在籍する専門学校の要件

- ◆次に掲げる要件をすべて満たす専門学校であること。
- ①私立専修学校専門課程（専門学校）であること
- ②経済的理由により修学困難な生徒を対象とした授業料減免を実施していること
- ③経済的支援の概要等や財務会計に関する書類を公開していること
- ④学校評価（自己評価）を実施し、その結果を公表していること

### 〔経済的支援の金額及びイメージ図〕

支援金の額は、専門学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は専門学校が学則等で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。



例：授業料が100万円【支援上限額(1/4) = 25万円】の場合

★パターン①※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を超えないパターン

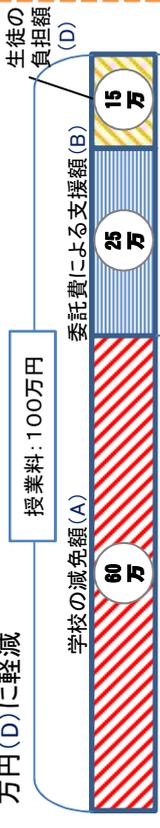
学校が40万円(A)の授業料減免を行った場合に、40万円の2分の1の金額である20万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を60万円(C)から40万円(D)に軽減



委託費支援前の生徒の元負担額(C)

★パターン②※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を超えるパターン

学校が60万円(A)の授業料減免を行った場合に、60万円の2分の1である30万円が支援上限額を超えるため、支援上限額である25万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を40万円(C)から15万円(D)に軽減



委託費支援前の生徒の元負担額(C)

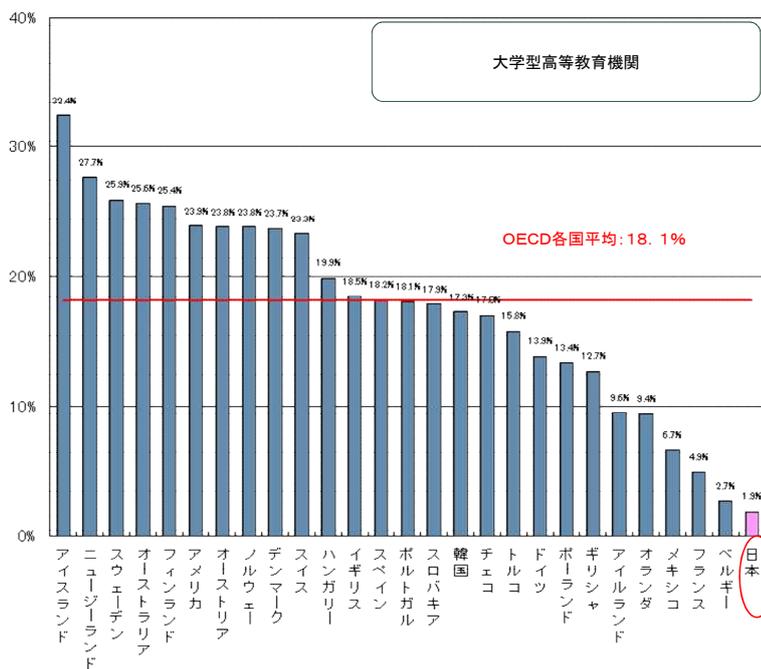
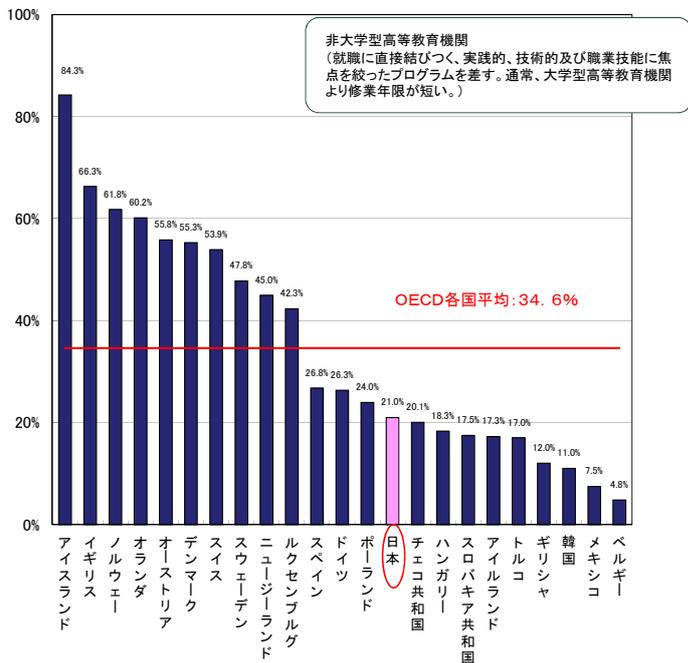
### 3. 「成長分野等における中核的専門人材 養成等の戦略的推進」事業について

# 高等教育機関への進学における25歳以上の入学者の割合（国際比較）

就業を目的とする高等教育機関への入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均約3.5割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本人の社会人学生比率は約21%と低い。

大学入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均約2割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本人の社会人学生比率は1.9%と低い。

25歳以上の入学者の割合の国際比較（2012年）



出典: 非大学型高等教育機関  
「OECD Stat Extracts (2012)」(日本の数値は「学校基本統計」及び文部科学省調べによる社会人入学生数(短期大学及び専修学校(専門課程))

出典: 大学型高等教育機関  
「OECD Stat Extracts (2012)」(日本の数値は「学校基本統計」と文部科学省調べによる社会人入学生数(4年制大学))

## 日本再興戦略-Japan is Back-(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋)

### 一. 日本産業再興プラン ~ヒト、モノ、カネを活性化する~

#### 2. 雇用制度改革・人材力の強化

##### ⑤若者・高齢者等の活躍推進

全ての人々が意欲さえあれば活躍できるような「全員参加の社会」の構築を目指す。特に、我が国の将来を担う若者全てがその能力を存分に伸ばし、世界に勝てる若者を育てることが重要であり、若者・女性活躍推進フォーラムの提言を踏まえつつ、成長の原動力としての若者の活躍を促進する。

##### ○若者の活躍推進

・大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。

## 「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋)

### 一. 日本産業再興プラン

#### 1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)

##### iii) サービス産業の生産性向上

・サービス産業の革新的な経営人材の育成を目指した大学院・大学における、サービス産業に特化した実践的経営プログラムや、専門学校等における実践的教育プログラムを開発・普及

#### 2. 雇用制度改革・人材力の強化

##### i) 女性の活躍推進

##### ⑨「女性の活躍応援プラン(仮称)」等の実施

～具体的には、①家事・育児・介護等で地域貢献を希望する方、②正社員や保育士等として再就職を希望する方、③起業・NPO等の立ち上げを希望する方に向けて、マザーズハローワークや学び直し支援、トライアル雇用や創業スクール等の取組を進める。

Ⅲ. 今後の施策の方向

2. 政策パッケージ

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

【主な施策】

(1)-(エ)-⑤ 大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援  
大学・高等専門学校・専修学校・専門高校をはじめとする高等学校において、地元の地方公共団体や企業等と連携した実践的プログラムの開発や教育体制の確立により、地域を担う人材育成を促進する。

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ウ) 地方大学等の活性化

【主な施策】

(2)-(エ)-③ 地域人材育成プラン(大学、高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の人材育成機能の強化、地域産業の振興を担う人材育成)

… また、地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材の育成を行う高等専門学校・専修学校・専門高校をはじめとする高等学校の取組を推進する。…

Ⅲ. 今後の施策の方向

3. 政策パッケージ

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(エ) 地方大学等の活性化

【主な施策】

(2)-(エ)-③ 地域人材育成プラン

地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材養成を行う高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の取組を推進する。さらに、地域の人材育成においては、職業教育は極めて重要であり、今後、関係府省庁において総合的に推進を図ることが必要である。

本文

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

(3) 女性活躍

女性の活躍は、一億総活躍の中核である。ポテンシャルを秘めている女性が我が国には数多くおり、一人ひとりの女性が自らの希望に応じて活躍できる社会づくりを加速することが重要である。

子育て等で一度退職した正社員が復職する道が一層開かれるよう、企業への働きかけを行う。また、大学・専修学校等における実践的な学び直し機会の提供を図るとともに、マザーズハローワーク事業について、拠点数の拡充及びニーズを踏まえた機能強化を図る。

ロードマップ

⑨ 女性活躍の推進（その1）

【今後の対応の方向性】

子育て等で一度退職した正社員等の復職やキャリアアップへの道が一層開かれるようにするため、企業への働きかけ、大学・専修学校等における実践的な学び直し機会の提供を推進する。

【具体的な施策】

• 子育て等で一度退職した正社員が復職する道が一層開かれるよう、企業への働きかけや先進的事例の普及啓発を図るとともに、復職支援の取組内容を女性活躍推進法の情報公表項目に盛り込むことを検討する。また、復職やキャリアアップを目指す女性等に対する大学・専修学校等における実践的な学び直し機会の提供を推進するとともに、マザーズハローワーク事業について、拠点数の拡充及びニーズを踏まえた機能強化を図る。

	2013年度・2014年度		2015年度		2016年度	2017年度	2018年度～	KPI
	通常国会	通常国会	通常国会 臨時国会 臨時国会	臨時国会 臨時国会	臨時国会			
若者・高齢者等の活躍促進①	大学等が地域インターンシップ推進組織を形成し、地域における持続可能なインターンシップの基盤を構築する取組の支援 (平成26年度予算、平成27年度予算)		インターンシップ、マッチング機会の拡充等、キャリア教育から就職まで一貫した支援					2020年 ・20～34歳の就業率:78%  ・若者フリーター124万人(ピーク時:217万人)(2012年:180万人)  2018年 ・大学・専門学校等での社会人受講者数を5年で24万人(現在12万人)
	2014年4月「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」の見直し		見直された「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」の大学や企業への周知等					
	若者応援宣言企業の普及拡大、新卒応援ハローワークによる卒業後も含めた正社員就職や就職後の定着への支援 (平成26年度予算、平成27年度予算)		若者応援宣言企業の普及拡大、新卒応援ハローワークによる卒業後も含めた正社員就職や就職後の定着への支援					
	・2013年9月・2014年11月に、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する重点監督の実施 ・2014年9月に労働条件相談ダイヤル事業、同年11月に労働条件ポータルサイトを開設。大学生等を対象とした労働条件セミナーを実施(平成25年度補正予算、平成26年度予算)		引き続き、相談体制・情報発信・監督指導等を強化					
	地域人材育成コンソーシアムの組成支援 (平成25年度補正予算、平成26年度補正予算)		地域人材育成コンソーシアムの組成による複数企業間での人材育成を目的とした出向や他企業でのOJT研修等の人材育成支援					
	・2013年10月 起業家支援等のためのポータルサイトの立ち上げ ・経営の各段階に応じた専門家のサポート体制を地域ごとに整備 (平成26年度予算)		・起業家支援等のためのポータルサイトによる若い起業家の応援 ・経営の各段階に応じた専門家のサポート体制を地域ごとに整備					
	わかものハローワークの充実(2013年度3箇所→2015年2月28箇所) (平成26年度予算、平成27年度予算)		わかものハローワークの充実によるフリーター等の正規雇用化支援					
	2015年度以降の卒業生からの就職・採用活動開始時期変更に向けた支援策の実施		新卒者等に対する支援策の実施 (2015年度以降の卒業生の就職・採用活動開始時期変更への円滑な対応等)					
	社会人の学び直し等のための産業界と協働したオーダーメイド型プログラムの開発・実証(平成26年度予算、平成27年度予算)		産業界と協働したオーダーメイド型プログラムの開発・実証の推進				普及の促進	
	若者雇用促進法案を2015年の通常国会に提出		(成立した場合)円滑な施行に向けた取組		法の着実な施行 (一部、平成28年3月1日又は平成28年4月1日施行)			
人材確保・育成のための施策、周知・啓発運動、所要の制度改正等を実施・検討、予算の確保		医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等における雇用管理改善・マッチング対策・人材育成など、若者をはじめとする人材確保・育成対策の総合的な推進						

『日本再興戦略』改訂2015」におけるKPI(うち専修学校分)

専修学校における社会人受講者数を

成果目標:平成30年度までに約12万人

【現状】

平成26年

69,995名

(参考)

専修学校の入学者のうち就業している者 15,199名  
専修学校における短期プログラム修了者 47,187名  
附帯事業 7,609名  
科目等履修生制度

平成27年

72,198名

(参考)

専修学校の入学者のうち就業している者 14,881名  
専修学校における短期プログラム修了者 47,984名  
附帯事業 9,333名  
科目等履修生制度

※文部科学省調べ

■社会人受講者数増加に向けて

①「単位制」「通信制」

平成27年

・単位制の学科を置く学校:830校、129,185名  
・通信制の学科を置く学校:19校、1,239名

②履修証明制度・科目等履修生制度

平成26年

・履修証明:77校

平成27年

— 20 — 科目等履修生:専門課程 138校、8,479名  
高等課程 13校、823名  
一般課程 3校、31名

# (参考) 履修証明制度の概要

大学等においては、これまでも科目等履修生制度や公開講座等を活用して、その教育研究成果を社会へ提供する取組が行われてきたが、より積極的な社会貢献を促進するため、学生を対象とする学位プログラムの他に、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラム（履修証明プログラム）を開設し、その修了者に対して法に基づく履修証明書を交付できる制度。

(参照条文)

○学校教育法

第105条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第133条 ……第105条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。

【制度の概要】(具体的要件は学校教育法施行規則で規定)

大学等が以下の要件を満たす履修証明プログラムを提供した場合、学校教育法に基く修了の事実を証する証明書を発行できる。

- 対象者：当該大学の学生以外の者
- 内容：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラム
- 期間：目的・内容に応じ、総時間数120時間以上で各大学等が設定  
(注：学位プログラムとは異なり、単位や学位が授与されるものではない。)

【履修証明書の様式例】

平成 〇〇年 〇月 〇日	履 修 証 明 書
〇〇大学(長)	年 氏 名 月 日 生
印	学校教育法第百五条の規定に基づき、本学 所定の〇〇プログラム(計〇〇時間)を修めた ことをここに証する。 プログラムの概要(注) 本プログラムは、主として〇〇である者を対象として、〇〇のよ うな人材(能力)を養成することを目的とし、(〇〇と連携し て)〇〇、〇〇、〇〇等を内容としたカリキュラムを提供するも のである。

【履修証明プログラムの実施の状況】(※文部科学省調べ)

大学：94校が実施(平成26年度)  
 専門学校：77校が実施(平成26年5月1日現在)

## 平成28年度「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業 採択事業分野



(1)職域プロジェクトA(地域版学び直し教育プログラム等の開発・実証)

分野	職域プロジェクト	
	代表校	事業名
環境・エネルギー	(1) 学校法人小山学園 専門学校東京テクニカルカレッジ	社会人等学び直しのための環境・エネルギー分野における中核的専門人材養成事業
	(2) 学校法人誠和学院 日本工科大学校	次世代自動車エキスパート養成教育プログラム開発事業
	(3) 国立大学法人福島大学	再生可能エネルギー関連産業の成長を牽引する中核的専門人材の養成事業
食・農林水産(農業)	(4) 学校法人三橋学園 船橋情報ビジネス専門学校	農業分野における「まち・ひと・しごと創生」の実現を支援する農業IT人材の育成
	(5) 公立大学法人大阪府立大学	植物工場における中核的専門人材養成カリキュラム開発実証プロジェクト
食・農林水産(林業)	(6) 国立大学法人鹿児島大学	中核的林業生産専門技術者養成プログラム拡充のための開発・実証事業
食・農林水産(畜産)	(7) 学校法人工藤学園 愛犬美容看護専門学校 ◇	地域の特性を活かした動物看護分野の学び直し体制構築事業
	(8) 国立大学法人宮崎大学	産業動物学卒業教育モデルカリキュラム(九州版)の開発・実証事業
食・農林水産(水産)	(9) 新潟県教育委員会 ◇	産学官連携による地方創生を担う海洋・水産人材育成事業
医療・福祉・健康(健康)	(10) 学校法人福田学園 大阪保健医療大学	障害者スポーツ支援の専門性を備えた理学療法士・作業療法士を養成する学び直しプログラムの開発とグローバル展開
	(11) 国立大学法人宮崎大学 ◇	地域包括ケアを担う医療・保健・福祉の多職種連携教育コーディネーター養成プログラム開発事業

医療・福祉・健康(介護・看護)	(12) 学校法人秋葉学園 成田国際福祉専門学校 ◇	地域包括ケアにおける多職種連携を担う中核的なケアマネジャーの資質能力向上プログラムの開発・実施
	(13) 学校法人新井学園 赤門会日本語学校	外国人日本語学習者の介護分野への就業を促進する教育プログラムの開発事業
	(14) 学校法人河原学園 河原医療福祉専門学校 ◇	外国人介護福祉士候補者の素養、スキルを養う教育プログラムの開発・実施
	(15) 学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校	介護分野における社会人や女性の学び直し教育プログラムの開発と実証
	(16) 学校法人三幸学園 東京未来大学福祉保育専門学校 ◇	介護分野における中核的専門人材養成等の戦略的推進による潜在介護福祉士の就職・再就職および長期就労支援事業
	(17) 学校法人濱名学院 関西国際大学	地域ネットワークシステムによる「相談援助力向上のためのリトレーニングプログラム」の開発
	(18) 国立大学法人神戸大学 ◇	超高齢社会における内部障害を有した要介護者に対するコメディカル専門人材養成プログラム開発
	(19) 日本赤十字社医療センター	「臨床看護マネジメントリーダー」の養成を通じた、看護管理職の院内継続教育の推進
	(20) 独立行政法人国立高等専門学校機構 熊本高等専門学校 ◇	超高齢化と障害者への合理的配慮を基本とするAT(アシスティブテクノロジー)技術者育成プログラムの構築と福祉機器産業への活用
	医療・福祉・健康(保育)	(21) 一般社団法人 愛知県現任保育士研修運営協議会
(22) 学校法人足立学園 愛知文教女子短期大学 ◇		生涯保育士養成を目指す大学・地域・保育所の連携型教育プログラム開発事業
(23) 学校法人清永学園 金沢福祉専門学校 ◇		潜在保育士の職場復帰・キャリア形成を支援する女性学び直しプログラムの開発・実施
(24) 学校法人三幸学園 東京こども専門学校		保育分野における長期就労支援に向けたリーダー育成プログラム開発事業
(25) 学校法人篠原学園 篠原保育医療情報専門学校		保育分野における「リテイン&キャリアアッププログラム」の開発・実証・普及事業
医療・福祉・健康(食・栄養)	(26) 学校法人国際学院 国際学院埼玉短期大学	産学協働による認定食育士制度の構築及び実践

医療・福祉・健康 (医療)	(27)	学校法人智晴学園 専門学校琉球リハビリテーション学院 ◇	中小規模の医療機関等の事業戦略性向上を推進するマネジメント人材を育成するプログラムの開発と実施
医療・福祉・健康 (歯科医療)	(28)	国立大学法人広島大学	歯科医療分野におけるグローバル専門人材養成プログラム開発プロジェクト
クリエイティブ (ファッション)	(29)	学校法人第一平田学園 中国デザイン専門学校	岡山県をモデルとした中核的デニム・ジーンズクリエイターの地域版社会人学び直し教育プログラム開発と実践事業
	(30)	学校法人文化学園 国際ファッション産学推進機構 ◇	社会人向けファッションビジネス能力向上開発プロジェクト
	(31)	学校法人ミクニ学園 大阪文化服装学院	企業等との連携による社会人学び直しのための高度化、専門化研修プログラムの開発
クリエイティブ (美容)	(32)	学校法人河原学園 河原ビューティモード専門学校 ◇	美容分野における中核的リラクゼーション技術者育成プログラムの構築と実施
	(33)	学校法人大美学園 大阪美容専門学校 ◇	グローバルに活躍できる美容人材の実務力向上を促進する基盤力養成プログラムの開発と実施
	(34)	学校法人メイ・ウシヤマ学園 ハリウッド大学院大学	ビューティビジネスにおける国際通用性のある中核的専門人材養成機関の教育プログラム開発事業
クリエイティブ (アニメ・漫画)	(35)	学校法人新潟総合学院 国際アート&デザイン専門学校	地方におけるソフトコンテンツ活用のためのマンガ・アニメ学び直し事業
クリエイティブ (デザイン)	(36)	学校法人河原学園 河原デザイン・アート専門学校	ユーザエクスペリエンスをデザインする能力の向上を目指す教育プログラムの開発と実施
	(37)	学校法人服部学園 御茶の水美術専門学校	スマホでキャリア・アップ「新規事業開発型デザイン・アート思考」社会人学び直しプログラム開発実証
観光	(38)	石川県教育委員会	「グローバル社会の観光人材育成プロジェクト」～地域の魅力をグローバルに発信できる人材の育成～
	(39)	学校法人神戸山手学園 神戸山手大学 ◇	訪日外国人観光客4000万人時代に備えたインバウンド中核人材養成事業
	(40)	学校法人横浜商科大学	地域インバウンド対応のための観光ビジネスフロンティア人材育成事業
	(41)	学校法人浦山学園 富山情報ビジネス専門学校	富山県をモデルとした地方型インバウンド対応のできる中核的ホテルマン育成
	(42)	公立大学法人首都大学東京 ◇	「&観光」新6次産業（地場産業の連携）中核的専門人材養成プログラムの開発

IT	(43)	一般社団法人 全国専門学校情報教育協会	ビッグデータに対応したIT技術者育成のための学び直し教育プログラムの整備と実証事業
	(44)	一般社団法人 全国専門学校情報教育協会	産業界の求める企画力・提案力・価値創造力のあるIT技術者養成の地域版学び直し教育カリキュラム開発
	(45)	学校法人麻生塾 麻生情報ビジネス専門学校	福岡県をモデルとしたクラウド時代のITビジネスクリエータ地域版学び直し教育プログラムの拡充と展開
	(46)	学校法人岩崎学園 情報科学専門学校 ◇	情報セキュリティ分野の中核的専門人材養成の新たな学習システム構築推進プロジェクト
	(47)	学校法人河原学園 河原電子ビジネス専門学校 ◇	地域IT産業振興のためのITアーキテクト育成事業
	(48)	学校法人智香寺学園 埼玉工業大学 ◇	次世代インターネットの利用環境整備に向けた産学官連携資格認定プログラム
	(49)	学校法人電子学園 日本電子専門学校	スマホアプリ開発エンジニアの地域版社会人学び直し教育プログラム開発と実践事業
	(50)	学校法人電子学園 日本電子専門学校 ◇	中核的システムエンジニア養成のための地域版社会人学び直し教育プログラムの開発事業
	(51)	学校法人吉田学園 吉田学園情報ビジネス専門学校	クラウド・スマートデバイス時代の地域版社会人教育プログラム開発と実証
	(52)	学校法人龍馬学園 高知情報ビジネス&フード専門学校	クラウド時代のWebビジネスに対応した中核的専門人材の地域版学び直し教育プログラム開発事業
	(53)	国立大学法人電気通信大学 ◇	ウェブデザインプログラム
	(54)	国立大学法人琉球大学 ◇	地場産業の振興を支援する高度IoT人材を育成するプログラムの開発と実施
	(55)	独立行政法人国立高等専門学校機構 松江工業高等専門学校 ◇	オープンソースソフトウェアによる情報セキュリティ基盤技術学び直し教育プログラム開発事業
	ゲーム・CG	(56)	学校法人新潟総合学院 新潟コンピュータ専門学校
(57)		学校法人中央情報学園 中央情報専門学校 ◇	ゲーム・CG分野中核人材育成のための埼玉版学び直し教育プログラム開発実証
(58)		学校法人中央情報学園 早稲田文理専門学校	ゲーム・CG分野中核人材育成のための東京・大阪社会人教育プログラムの構築・実証

社会基盤	(59)	学校法人片柳学園 日本工学院八王子専門学校 ◇	社会基盤分野における次世代ニーズに係る中核的専門人材養成プログラム開発プロジェクト事業
	(60)	学校法人片柳学園 日本工学院八王子専門学校	社会基盤分野における建設 I T 技術 (BIM・CIM) に係る中核的専門人材養成プログラム開発プロジェクト事業
	(61)	国立大学法人愛媛大学	地域ニーズに応えるインフラ再生技術者育成のためのカリキュラム設計
	(62)	国立大学法人岐阜大学	地域ニーズに応えるインフラ再生技術者の教育システムの確立
	(63)	国立大学法人長岡技術科学大学	地域ニーズに応えるインフラ再生技術者育成のためのカリキュラム設計
	(64)	国立大学法人長崎大学	長崎の地域特性を考慮したインフラ再生技術者育成のためのカリキュラム構築
	(65)	国立大学法人山口大学	インフラ再生技術者育成のための地域ニーズを反映した学び直しカリキュラムの開発
	(66)	独立行政法人国立高等専門学校機構 舞鶴工業高等専門学校	京都府北部地域におけるアクティブ・ラーニングを基軸としたインフラメンテナンス技術者育成のための教育プログラムの開発
経営基盤	(67)	国立大学法人京都大学 ◇	中小企業等の経営を支援する会計専門家養成教育プログラムの開発・実証事業
工業	(68)	国立大学法人豊橋技術科学大学	東三河地域の防災力向上のための地域連携強化による人材養成事業
	(69)	埼玉県教育委員会 ◇	新しい時代を切り拓く創造性豊かな実践的技術者の育成
	(70)	独立行政法人国立高等専門学校機構 北九州工業高等専門学校 ◇	北九州地域における地元企業との連携による長期インターンシップを機軸とした実践型技術者の育成
航空産業	(71)	公立大学法人首都大学東京 産業技術大学院大学	航空整備士のグローバル化に対応する育成プログラムの調査・開発事業
グローバル	(72)	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校	国際通用性と地域性を踏まえた介護人材養成プログラムのモジュール開発プロジェクト事業
	(73)	学校法人鎮西学院 長崎ウエスレヤン大学	長崎発 観光地域づくり中核人材養成プログラム
	(74)	国立大学法人九州大学	職業資格・高等教育資格枠組みを通じたグローバルな専門人材養成のためのコンソーシアム

<b>(2) 職域プロジェクトB (特色ある教育推進のための教育カリキュラム等の開発・実証)</b>		
<b>職域プロジェクト</b>		
	<b>代表校</b>	<b>事業名</b>
(1)	学校法人大岡学園 大岡学園高等専修学校	高等専修学校におけるインターンシップ及び I C T 教材の活用による教育プログラムの開発
(2)	学校法人国際共立学園 国際理容美容専門学校	サロン類型に応じた実践的接遇ができる美容師人材育成のプログラム開発
(3)	学校法人さくら学園 安城生活福祉高等専修学校	高等専修学校における介護福祉人材養成のための産学官連携による実践的な職業教育の構築 ー地域版教育プログラムの開発・検証ー
(4)	学校法人大美学園 大阪美容専門学校	美容専門教育に必要な人材基盤力を養成する教育プログラムの開発と実証
(5)	学校法人新潟総合学院 国際アート&デザイン専門学校 ◇	マンガ・ゲーム分野の I T 技術を活用した早期専門教育による人材育成事業
(6)	学校法人大岡学園 大岡学園高等専修学校	高等専修学校における発達障がい若しくは支援や特別措置が必要な生徒に対する支援システムの構築
(7)	学校法人武蔵野東学園 武蔵野東高等専修学校	混合教育の教育効果の実証と普及・啓発及び発達障害など特別に配慮が必要な生徒が学ぶための教育カリキュラムの開発・実証事業
(8)	学校法人武蔵野東学園 武蔵野東高等専修学校	発達障害のある生徒など特別に配慮が必要な生徒の就労支援及び卒業後の定着フォロー支援の普及事業

#### 4. 職業実践専門課程について

# 専門学校における職業教育の充実 「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度

平成23年 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
  - 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- ⇒ 新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討。

平成25年7月 「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」報告

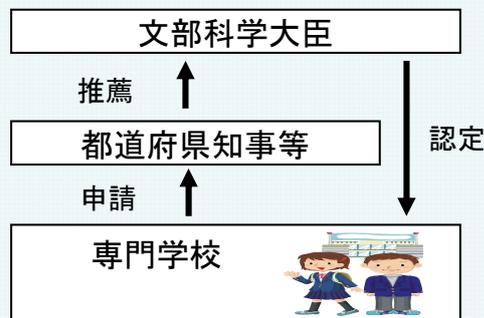
## 先導的試行としての「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度を創設

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する。

平成25年8月 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

平成26年3月31日 「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート

### 認定要件等



### - 認定要件 -

- 修業年限が2年以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- 総授業時数が1700時間以上または総単位数が62単位以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

企業等との  
「組織的連携」

取組の  
「見える化」

## 「職業実践専門課程」の認定状況

職業実践専門課程の認定学科数は、全専門学校(修業年限2年以上)の約36%。

No.	都道府県	認定学校数	認定学科数
1	北海道	59	156
2	青森県	3	4
3	岩手県	8	29
4	宮城県	23	113
5	秋田県	1	5
6	山形県	3	9
7	福島県	7	46
8	茨城県	14	31
9	栃木県	11	25
10	群馬県	23	43
11	埼玉県	24	50
12	千葉県	21	38
13	東京都	118	438
14	神奈川県	43	94
15	新潟県	31	141
16	富山県	2	8
17	石川県	10	21
18	福井県	6	16
19	山梨県	3	4
20	長野県	14	33
21	岐阜県	6	10
22	静岡県	27	62
23	愛知県	44	171
24	三重県	1	1

No.	都道府県	認定学校数	認定学科数
25	滋賀県	—	—
26	京都府	22	58
27	大阪府	89	305
28	兵庫県	20	61
29	奈良県	2	6
30	和歌山県	2	6
31	鳥取県	1	1
32	島根県	6	13
33	岡山県	15	45
34	広島県	22	58
35	山口県	10	26
36	徳島県	5	15
37	香川県	10	32
38	愛媛県	12	39
39	高知県	5	20
40	福岡県	55	180
41	佐賀県	1	1
42	長崎県	5	13
43	熊本県	13	40
44	大分県	12	16
45	宮崎県	8	19
46	鹿児島県	3	6
47	沖縄県	13	32
合計		833	2,540

26

(平成28年2月19日現在)

## 【認定状況】

	学校数	学科数
H25年度	467	1,364
H26年度	295	675
H27年度	272	501
合計	<b>833(29.5%)</b>	<b>2,540(36.2%)</b>

※ () 内の数字は全専門学校(2,823校)、修業年限2年以上の全学科数(7,023学科)に占める割合。  
 なお、全学科数(8,198学科)に占める割合は、31%である。  
 ※合計欄の学校数・学科数は、過年度に認定された学科を有する学校が別学科を申請していること、  
 認定取消等により、単純合計となっていない。  
 ※取消件数：2校8学科(H26.8.29)、1校1学科(H27.2.17)、3校3学科(H28.2.19)(うち2校2学科は課程廃止による)

## 【分野の別】

分野	工業	農業	医療	衛生	教育・ 社会福祉	商業 実務	服飾・ 家政	文化・ 教養	計
合計	570	11	449	244	218	469	94	485	2,540

平成27年3月 教育再生実行会議提言(第6次提言)

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

有識者会議において、認定要件等を検討

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた**実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定**

## 【目的】

プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

## 【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の**正規課程及び履修証明プログラム**
- **対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表**
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている

①実務家教員や実務家による授業

②双方向若しくは多方向に行われる討論

(専攻分野における概ね5年以上の実務経験) (課題発見・解決型学修、ワークショップ等)

③実地での体験活動

④企業等と連携した授業

(インターンシップ、留学や現地調査等) (企業等とのフィールドワーク等)

- 受講者の成績評価を実施 ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等)
- **教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築**
- **社会人が受講しやすい工夫の整備(週末・夜間開講、集中開講、IT活用等)**

認定により、①**社会人の学び直す選択肢の可視化**、②**大学等におけるプログラムの魅力向上**、③**企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進**

※大学等からプログラムの公募を行い、平成27年12月に制度創設後初めて、**123課程を認定**

(今後、毎年公募を行う予定)

# 職業実践専門課程の効果

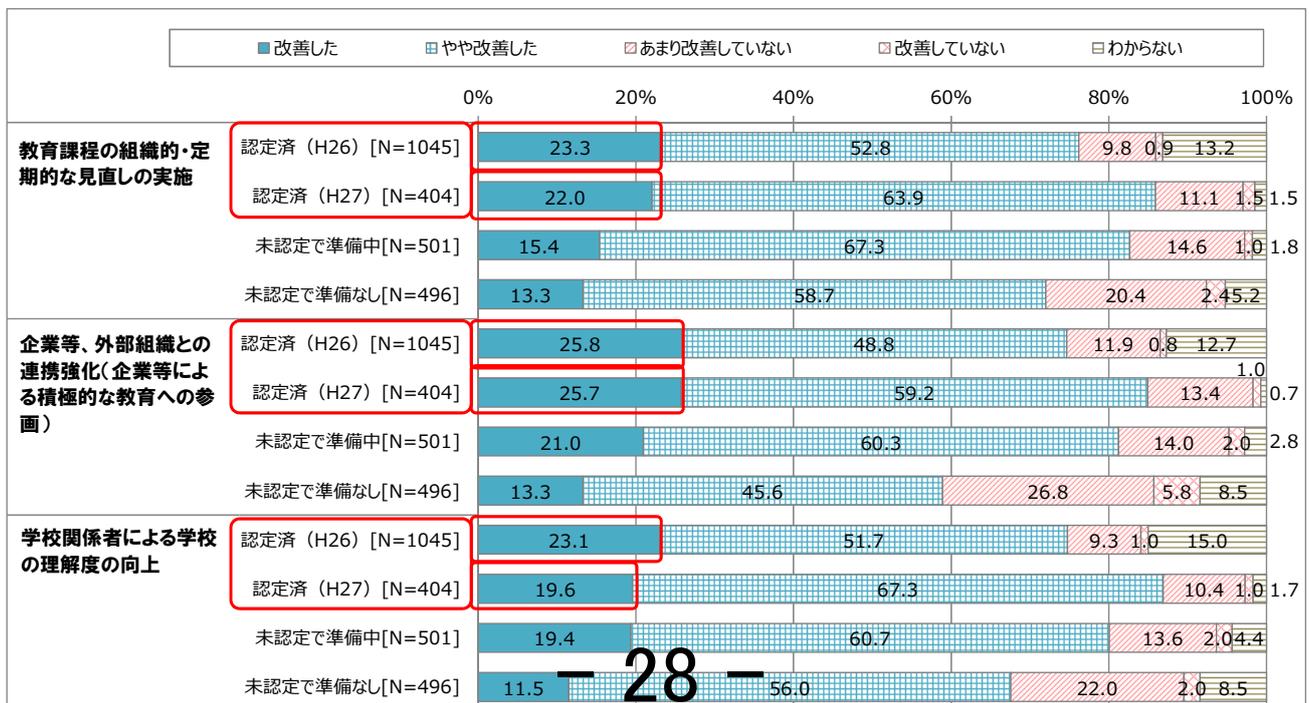


H27実態アンケート

## 効果その1 - 学校運営等の組織的な改善 -

■認定を受けている学科ほど、学校運営・教育活動等の**組織的な改善**につながっている。

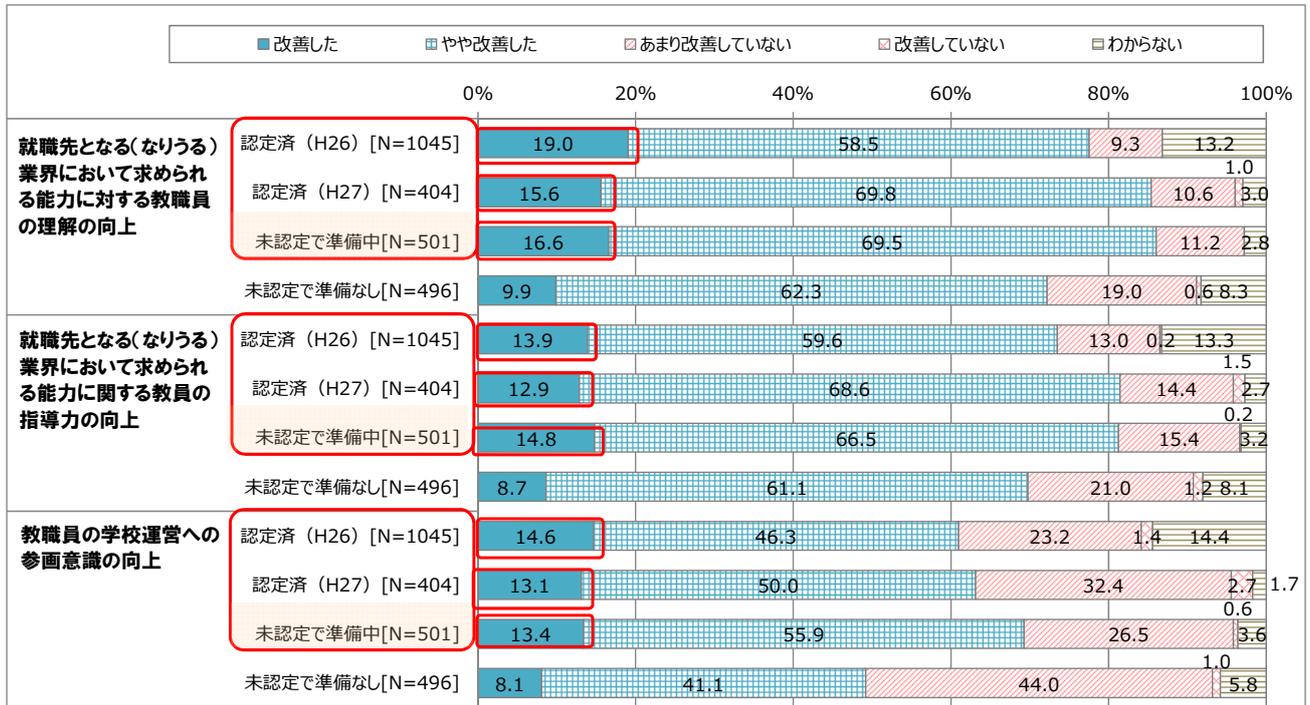
図表 平成26年4月以降の改善状況（認定有無・時期別）



## 効果その2 - 教職員の意識改革 -

■ 認定に向けた取組自体が、**教職員の意識と指導力向上**につながっている。

図表 平成26年4月以降の改善状況（認定有無・時期別）

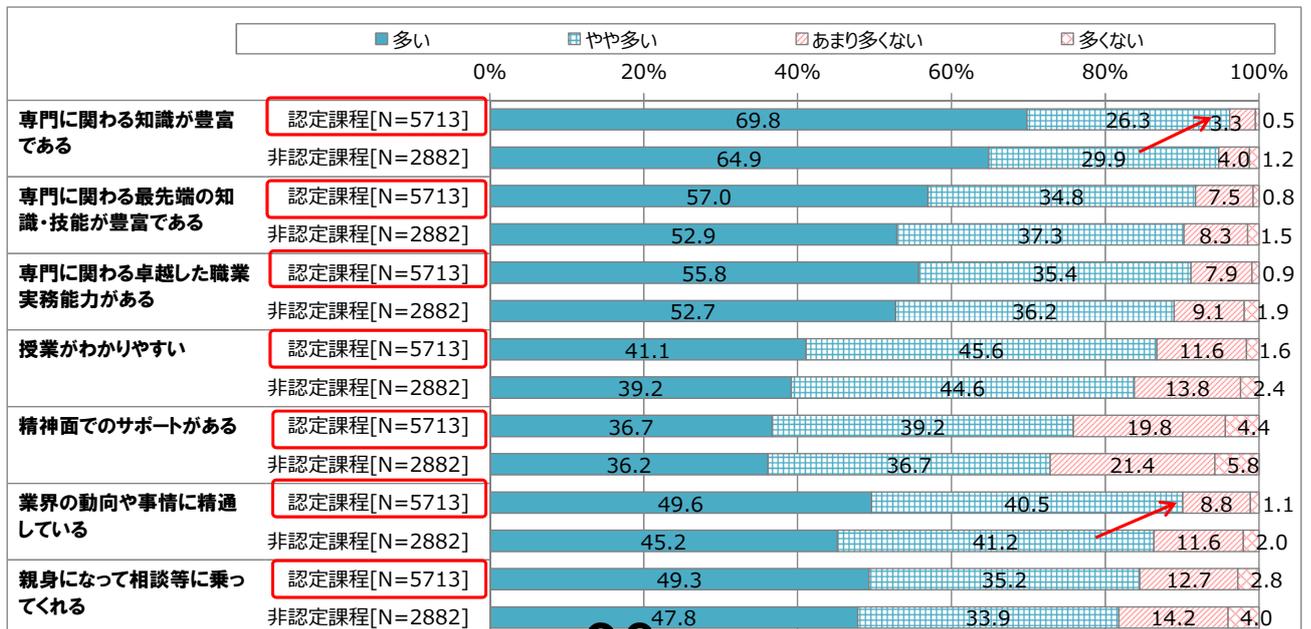


※文部科学省平成27年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

## 効果その3 - 派遣講師の資質能力 -

■ 認定学科の学生のほうが、当該校に優れた派遣講師が多いと感じている

図表 所属学校での企業等からの派遣講師の割合（認定有無別）  
- 学生による教員の評価 -

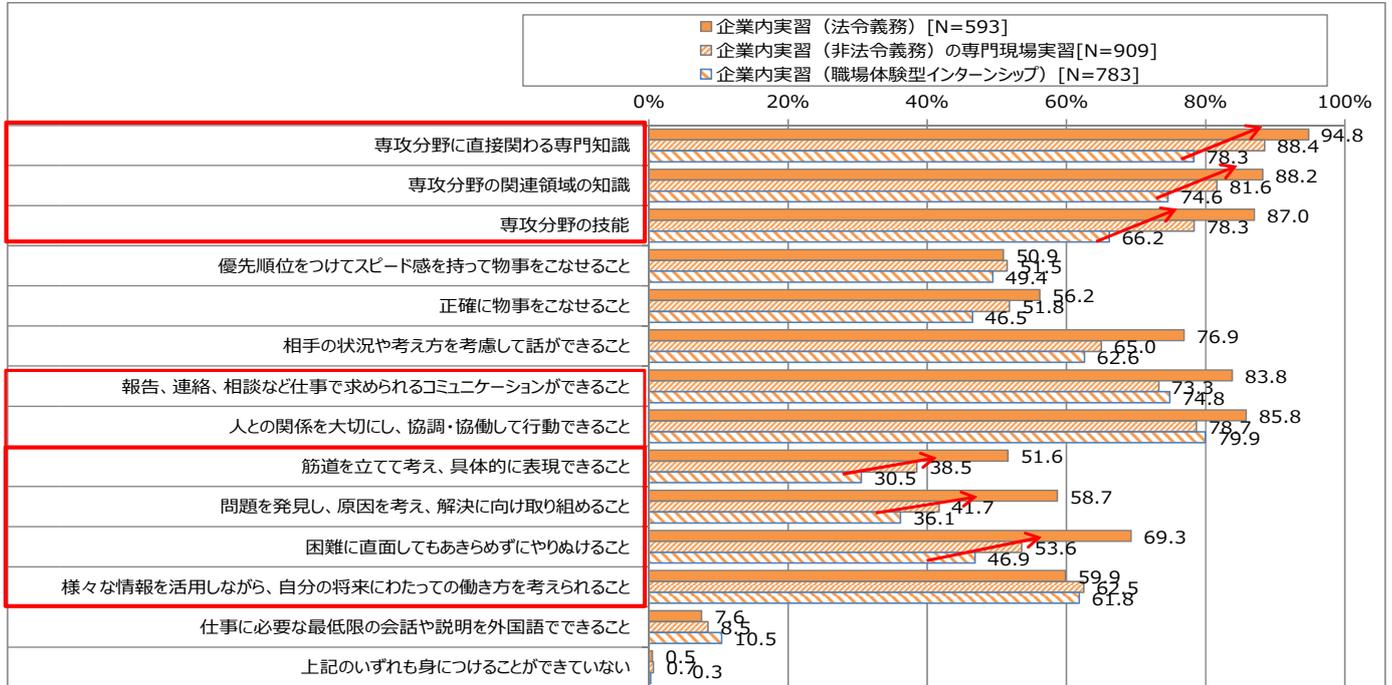


# 効果その4 - 学生の実践力の向上 -

H27実態アンケート

■ 全般的な傾向として、**企業内実習**により、「**専門性**」と「**コミュニケーション**」関係能力の習得に効果（特に、法令義務の企業内実習）。加えて、「**仕事に対する意識付け**」等にも効果。

図表 企業内実習により、以前に比べ生徒が身につけられたこと（企業内実習種別）



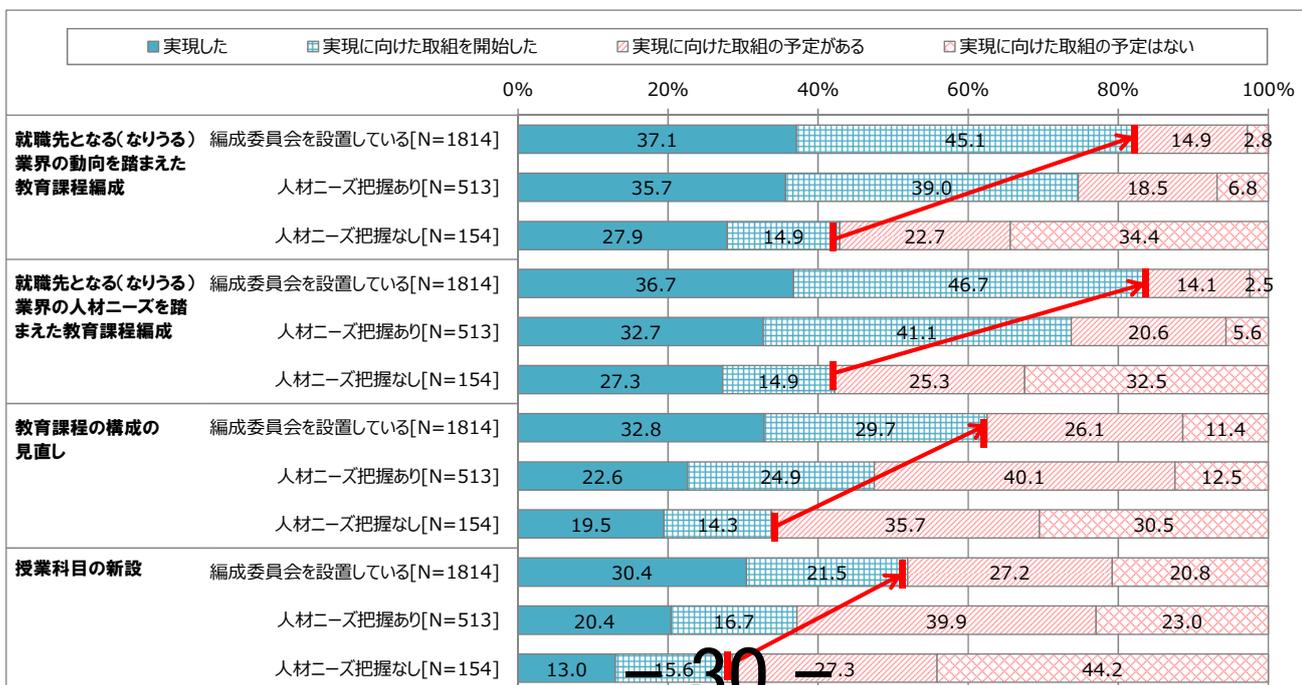
※文部科学省平成27年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

# 効果その5 - 業界ニーズの反映 -

H27実態アンケート

■ 教育課程編成委員会を設置している学科ほど、**就職先となる業界の動向・ニーズと直結したカリキュラム編成等**が実現。

図表 平成26年4月以降の取組状況（教育課程編成における企業等との連携体制別）



● 編成委員会を設置している  
⇒「①認定要件を満たす企業等が参画する教育課程編成委員会等を設置している」

● 人材ニーズ把握あり  
⇒「②認定要件を満たさないが、企業等担当者が参画する委員会等を設置している」又は「③委員会は設置していないが、組織として企業の人材ニーズ等を把握している」又は「④委員会は設置していないが、個々の教職員経由で人材ニーズ等を把握している」

● 人材ニーズ把握なし  
⇒「①～④の連携を行っていない」

※次頁も同様

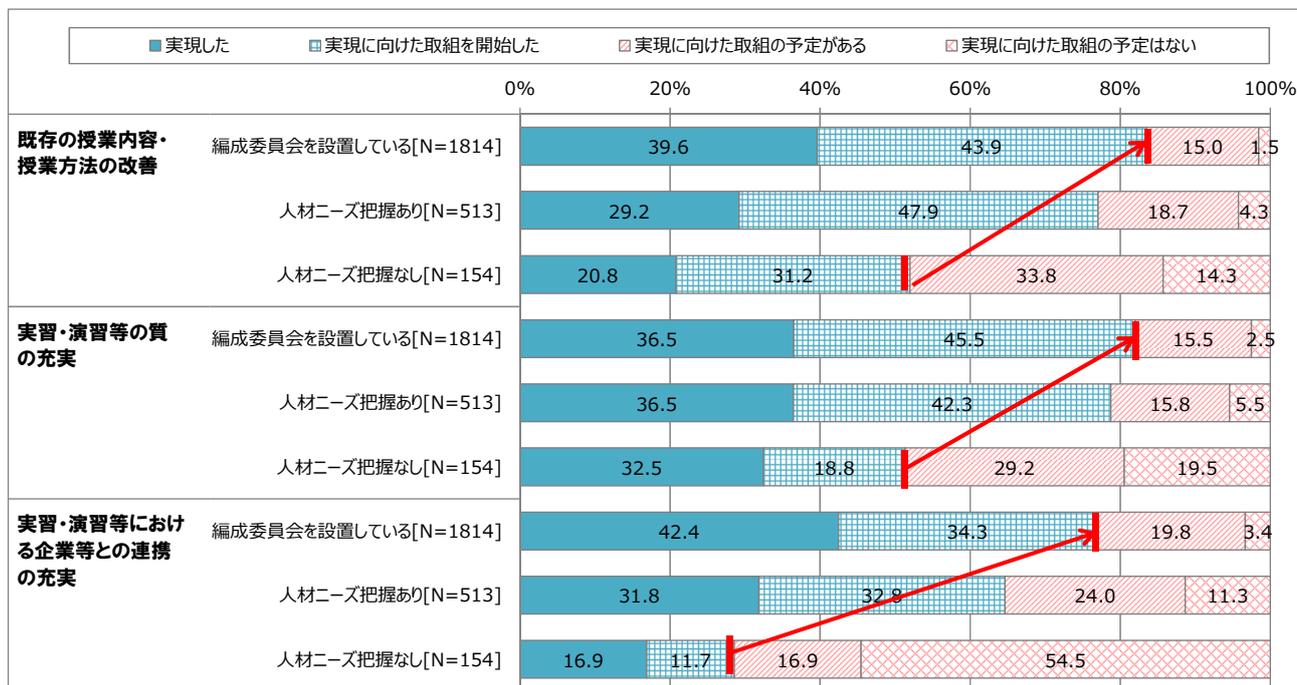
※文部科学省平成27年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

# 効果その6 - 教育内容の充実 -

H27実態アンケート

■ 教育課程編成委員会を設置している学科ほど、**実習・演習等の授業内容について企業との連携や質の充実**につながっている。

図表 平成26年4月以降の取組状況（教育課程編成における企業等との連携体制別）



※文部科学省平成27年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

## 職業実践専門課程の課題

課題その1

取組の意義等の理解共有

課題その2

「認定後」の取組充実

課題その3

質の向上・実態調査

課題その4

— 31 社会人向けの講座開設

# 課題 1 - 取組の意義等の理解共有 -

■ 外部の協力確保と調整等の事務負担を課題と考える学科が多い（特に学校関係者評価委員会の設置・運営にあたり、高等学校の委員の確保を挙げる学科が多い）。

➤ **取組の意義等について関係者の理解共有を図ることが必要**

図表 認定学科における各要件に係る実施上の課題認識

項目	教育課程編成委員会等	企業内実習	企業と連携した学内での実習・演習	教員研修	学校関係者評価委員会
協力の得られる企業等の(委員の)確保	18.6%	19.2%	<b>23.7%</b>	19.7%	15.2%
協力の得られる業界団体の委員の確保	<b>34.1%</b>	-	-	-	<b>26.9%</b>
協力の得られる高等学校の委員の確保	-	-	-	-	<b>38.9%</b>
日程調整等の事務業務／企業等との連絡・調整	<b>30.3%</b>	17.7%	17.1%	16.3%	16.9%

※太字下線は20%以上のもの

※文部科学省平成27年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

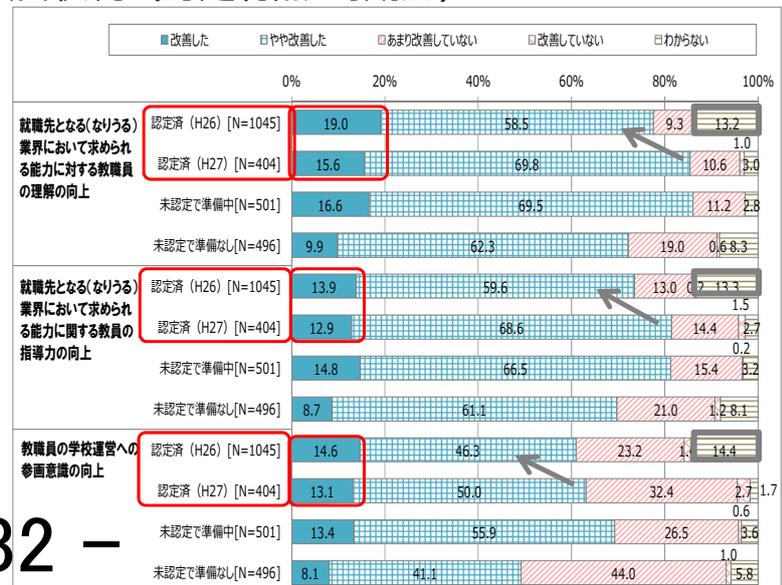
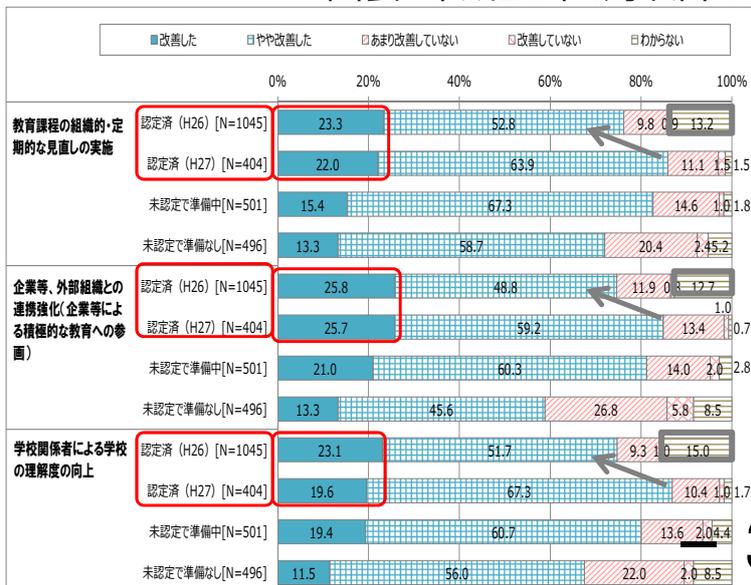
# 課題 2 - 「認定後」の取組充実 -

■ 認定後年数が経過している学科ほど、効果を積極的に実感する学科割合が多い一方、効果実感は全般的には低い傾向（＝「やや改善した」が少なく、「わからない」が多い）。

➤ **認定後においても、取組・改善を充実させていくことが重要**

（「改善した」と回答している学科は、そのような改善を積極的に行っている学科と考えられる）

図表 平成26年4月以降の改善状況（認定有無・時期別）



## 課題3 - 質の向上・実態把握 -

■ 企業等が考える連携の目的と実際の効果認識の差の大きな項目として、「企業等が求める知識・技能等を身につけられる教育の実現」等が挙げられた。

➢ 取組の**質の向上が重要**であるとともに、効果確認のためには時間を要することから、**継続的な実態把握が必要**。

図表 各要件に係る企業が考える連携の目的と実際の効果認識の差

項目	教育課程編成委員会等	企業内実習	企業と連携した学内での実習・演習	教員研修	学校関係者評価委員会
企業等が求める知識・技能等を身につけられる教育／教育課程編成／教員養成／学校運営の実現	37.9%	24.0%	31.1%	21.5%	36.3%
企業等が求める知識・技能等を身につけた卒業生の採用	34.9%	16.8%	25.5%	17.8%	32.3%
連携する専門学校とのネットワーク強化	14.5%	11.3%	12.6%	14.7%	14.6%
他の委員等とのつながり等、社外ネットワークの構築・強化	5.4%	—	—	—	10.5%
連携する専門学校の教育活動への寄与	13.1%	17.9%	13.0%	16.6%	17.3%
業界全体の発展への寄与	34.9%	26.2%	22.6%	28.9%	29.4%
地域社会への貢献	26.8%	21.5%	19.9%	17.8%	25.4%
生徒を指導／講師を経験させること等による自社社員等の育成	—	15.4%	6.7%	9.2%	—
生徒によるアイデアの自社等事業への活用	—	7.3%	7.0%	—	—

※数値は、連携等の目的として「重視している」の回答割合と、その効果について「効果があった」の回答割合の差。太字下線は各要件における上位3項目

※文部科学省平成27年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

## 課題4 - 社会人向けの講座開設 -

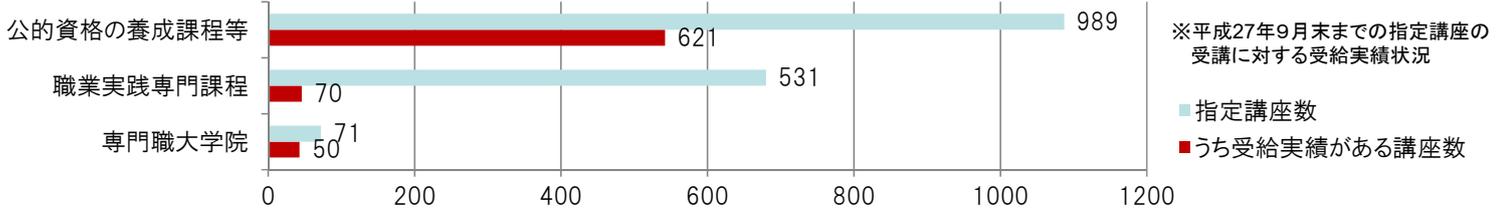
■ 専門実践教育訓練給付金制度における職業実践専門課程の活用状況については、平成27年9月末までの指定講座(531講座)の受講のうち、受給実績は70講座(13.2%)と低調(平成28年3月末現在)。

（なお、平成28年4月1日現在の専門実践教育訓練給付金制度における指定講座は、2,092講座となっている。）

- （内訳）・公的資格の養成課程等 : 1,230講座
- ・職業実践専門課程 : 760講座
- ・専門職大学院 : 79講座
- ・職業実践力育成プログラム : 23講座

➢ 夜間課程や土日課程の開設等の促進など、社会人（在職中の労働者）が受講しやすい工夫をすることが効果的と考えられる。

専門実践教育訓練給付金制度における受給状況（平成28年3月末時点）



※平成27年9月末までの指定講座の受講に対する受給実績状況

■ 指定講座数  
■ うち受給実績がある講座数

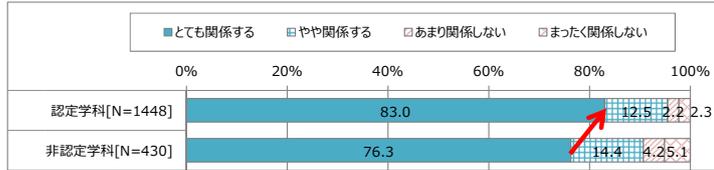
	指定講座数						
	うち昼間課程	うち夜間課程	うち土日課程	うち受給実績がある講座数(割合)			
公的資格の養成課程等	989	835	488 (58.4%)	118	108 (91.5%)	10	8 (80.0%)
職業実践専門課程	531	526	33 (6.2%)	5	4 (80.0%)	0	0 (0%)
専門職大学院	71	42	22 (52.4%)	28	27 (96.4%)	42	38 (90.5%)
計	1,591	1,403	576 (41.1%)	151	139(92.1%)	52	46 (88.5%)

## 2-1 現在の仕事について

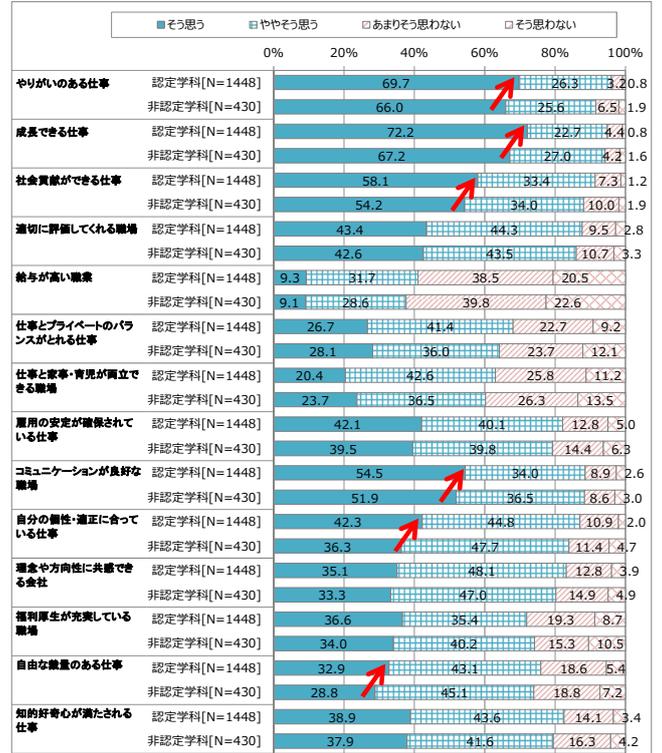
卒業生調査

■認定学科の卒業生は「職業と学習分野」の関係が強いものが多く、職場等への評価もやや肯定的

図表 現在の職業と学科の分野との関係（単数選択）



図表 現在の職場・仕事への評価（各単数選択）



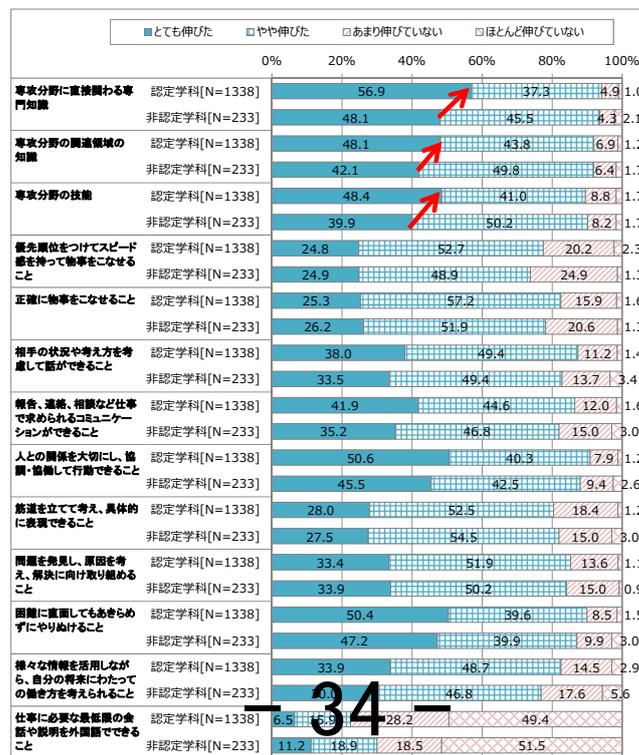
Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

## 2-2 伸びたと思う能力

卒業生調査

■認定学科の卒業生は「知識・技能」で教育効果が高いと考えるものがやや多い

図表 在学時代に伸びたと思う能力（各単数選択）



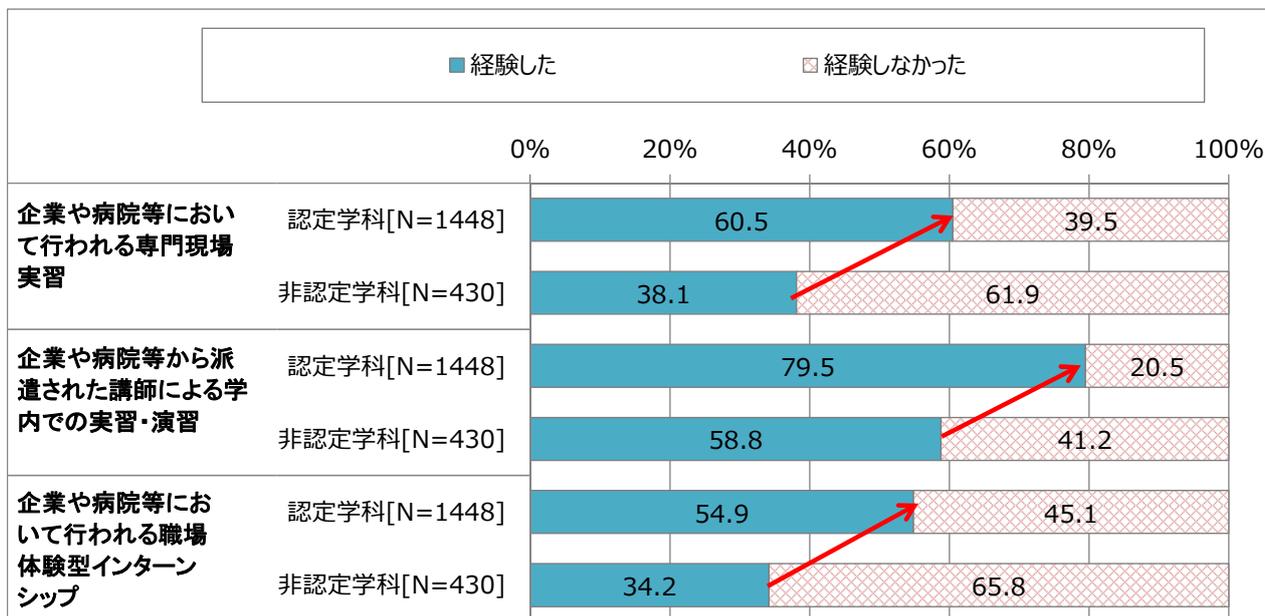
Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

## 2-3 「企業等と連携した実践的な教育」の受講経験

卒業生調査

■認定学科の卒業生は、非認定学科の卒業生に比べて、学内における実習・演習だけでなく、企業等と連携した企業内実習や職場体験型インターンシップの受講割合が高い

図表 企業等と連携した実践的な教育経験（各単数選択）



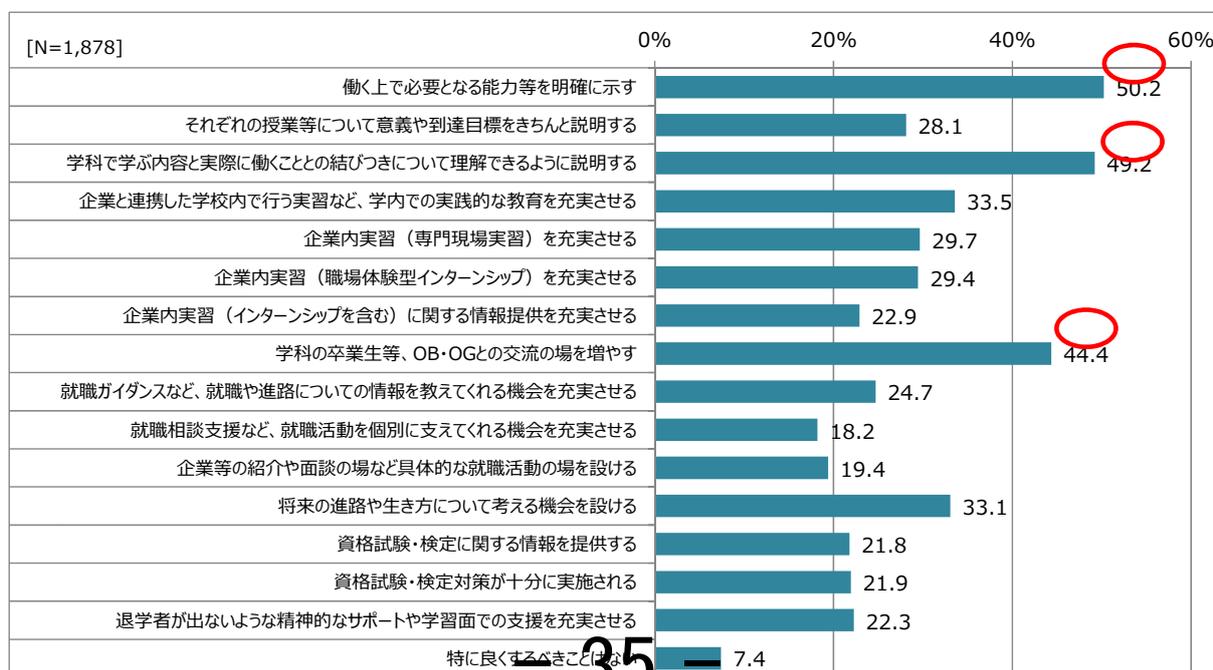
Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

## 2-4 専門学校卒業生による学校への改善要望

卒業生調査

■「必要な能力等の明確化」「働くこととの結びつきの説明」「卒業生等との交流の場の増加」が上位

図表 学校・学科の教育の進め方等への改善要望（単数選択）



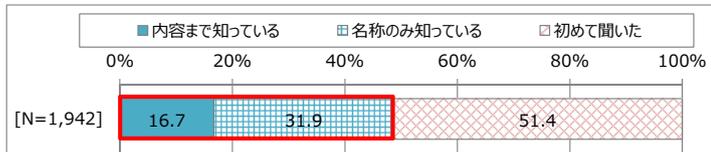
Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

## 3-2 「職業実践専門課程」の認知度・認知機会

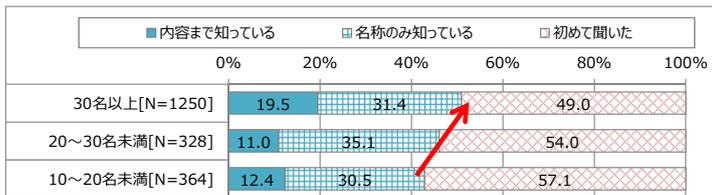
高校調査

- 高校における認知度は「少なくとも名称まで知っている」が約半数で、概ね進学状況に比例
- 認知機会は「専門学校の教職員からの説明」「案内資料」「自治体等からの連絡」が上位

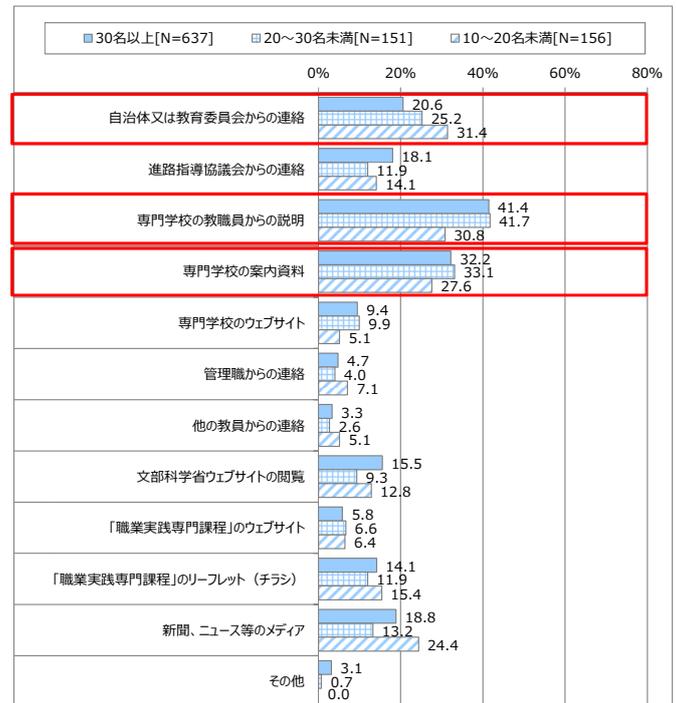
図表 制度の認知度（単数選択）



図表 制度の認知度（進学者数別）（単数選択）



図表 制度の認知機会（進学者数別）（複数選択）



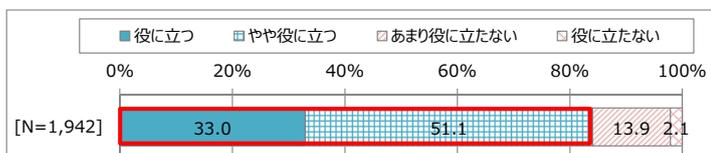
Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

## 3-3 「職業実践専門課程」への評価

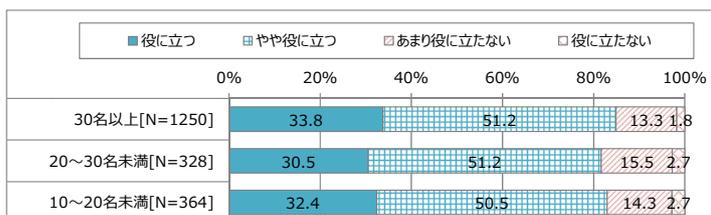
高校調査

- 制度が進学相談・指導の際に「役に立つ」が約1/3で、「やや役に立つ」を含めると8割強
- 5~6割が、「高校・高校生・保護者」や「認定効果」の周知充実が必要と回答

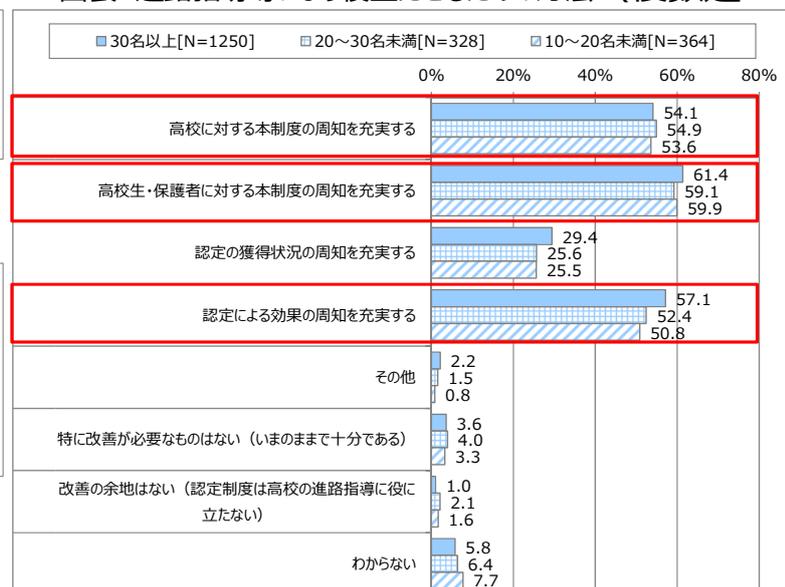
図表 進学相談・指導における有用性（単数選択）



図表 進学相談・指導における有用性（進学者数別）（単数選択）



図表 進路指導等により役立たせるための方法（複数選択）



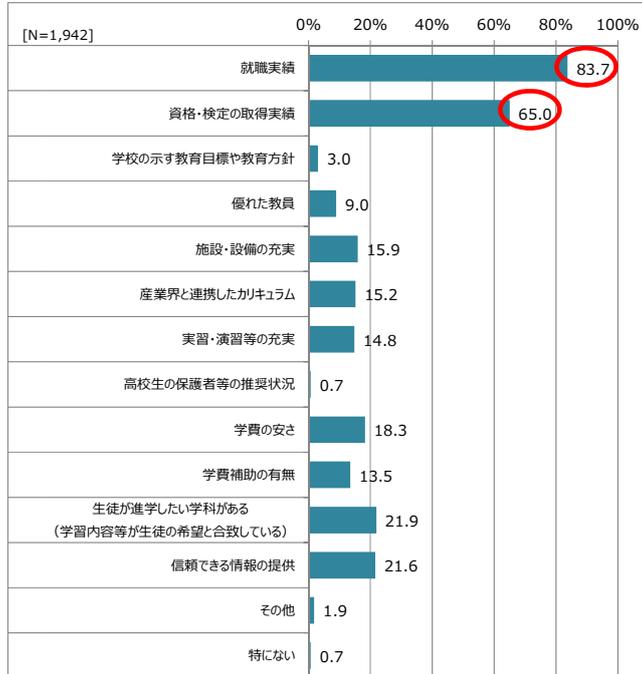
Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

## 3-4 専門学校への期待・情報公開ニーズ

高校調査

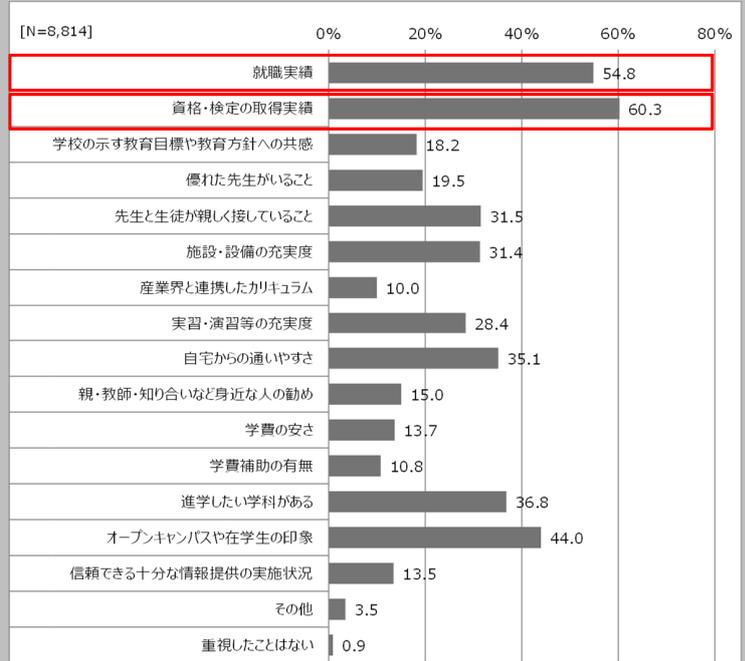
- 進学相談等での専門学校への期待は「就職実績」が8割強、「資格・検定の取得実績」が約2/3
- 生徒の進学先選択時の重視事項においてもこれらが上位【在学生調査】

図表 専門学校への進学相談・指導にあたり高校が期待すること（複数選択）



【在学生調査】

図表 進学先選択時の重視事項（複数選択）



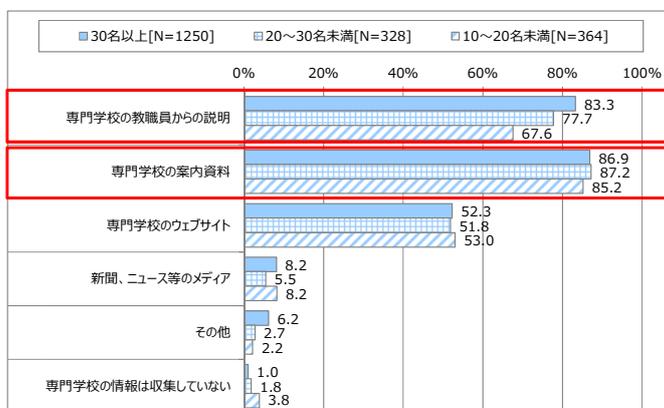
Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

## 3-5 専門学校に関する情報収集方法・不足情報

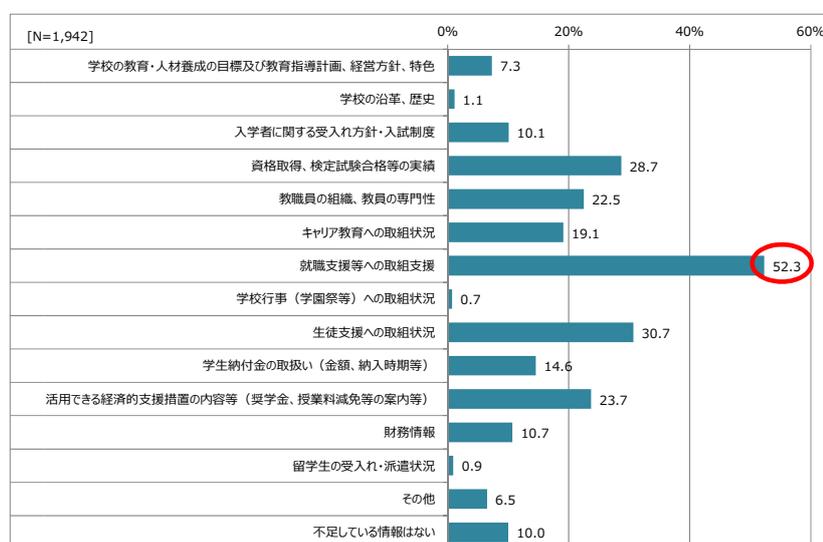
高校調査

- 高校による情報収集方法は「専門学校の教職員からの説明」「案内資料」が上位
- 不足している情報は「就職支援等の取組支援」が約半数

図表 情報収集方法（複数選択）



図表 進学相談・指導時に不足している情報（複数選択）

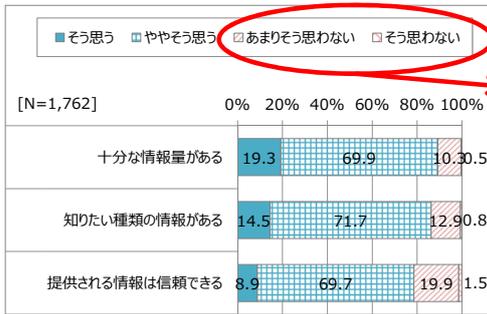


## 3-6 専門学校が提供する情報に関する評価

高校調査

■「情報量」や「情報の種類」は多いものの、「情報の信頼性」への評価が相対的に低い

図表 情報への評価（各単数選択）



図表 専門学校が提供する情報が不十分と考える理由（自由回答）

種類	代表的意見（要約）
基本的な情報がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>募集定員の充足率、正規教員数、経営状況、財務状況についての情報が<b>ない</b>。</li> <li>学費免除や奨学金などの情報が掲載されているが、その対象者数や希望者数が記載されていない。</li> <li>教員の情報がほとんど掲載されていない。</li> <li><b>最新の情報に更新されていないものが多い。</b></li> </ul>
情報に統一性がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校ごとに掲載している情報が異なっており、<b>共通した記載事項が無いので理解しにくい</b>。</li> <li>学校によって情報量、情報の種類にバラつきがあり、比較しにくい。</li> <li>就職実績や資格取得実績、国家試験合格実績などが、<b>学校によって集計方法が異なっている</b>。</li> </ul>
データの根拠が不明確	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格合格率100%が<b>あまりにも多い</b>。資格取得率や就職率の母数が<b>入学生なのか卒業生なのか明記されていない</b>。</li> <li>割合だけが掲載され、在校生数や受験者数、合格者数の<b>実数が示されていない</b>。</li> <li>年度の表示がなく、前年度の実績なのか、過去数年分の実績なのか<b>わからない</b>。</li> </ul>
教育内容等に関する情報がない	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>日常の授業の様子や生徒の指導実態・対応が見えてこない</b>。</li> <li>授業についていけないなど課題のある生徒を<b>どのように支援しているか、入学後の指導の様子が不明</b>。</li> <li>掲載されている情報と、卒業生から聞いた実際の授業内容等に<b>差がある</b>。</li> </ul>

Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

## 専修学校における学校評価・情報公開（H26→H27調査結果）

### 専修学校における学校評価

#### 自己評価

【各学校の教職員が自らの学校の状況について行う評価】

《実施率》  
69.8%  
→76.9%

義務

《公表率》  
35.6%  
→53.2%

義務

#### 学校関係者評価

【学校が選任する学校関係者により自己評価の結果等を評価】

《実施率》  
36.3%  
→44.7%

《公表率》  
23.1%  
→35.9%

### 専修学校における情報公開

#### 情報公開

【学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報の積極提供】

《実施率》  
32.1%  
→52.2%

義務

**「職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進」事業  
分野別第三者評価 採択先一覧(平成28年7月1日採択)**

No.	事業名	実施機関
1	自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について	全国自動車大学校・整備専門学校協会
2	情報・IT系職業実践専門課程における第三者評価の評価基準・体制の構築	学校法人岩崎学園 情報科学専門学校
3	ゲーム・CG分野職業実践専門課程の質向上を目標とする教員養成及び第三者評価の拡充	学校法人中央情報学園 早稲田文理専門学校
4	柔道整復師養成施設での職業教育分野別第三者評価モデル事業	公益財団法人 柔道整復研修試験財団
5	理学療法・作業療法の職業実践専門課程の第三者評価等に係る先進的取組の推進	学校法人福田学園 大阪リハビリテーション専門学校
6	職業実践専門課程の調理師養成分野における質保証・向上を推進するための第三者評価システムの構築と評価モデル開発	公益社団法人 全国調理師養成施設協会
7	美容分野第三者評価試行の成果の普及および職業教育の国際通用性を高めるための調査・研究	一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
8	介護福祉士養成教員に特化した第三者評価項目に基づく各養成施設への評価実施とその成果実証	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校
9	ホテル専門学校における職業実践専門課程の第三者評価の構築	学校法人日本ホテル学院 専門学校日本ホテルスクール
10	ファッション分野における職業実践専門課程の質保証の評価を推進する事業	学校法人文化学園 文化服装学院
11	動物系職業実践専門課程における第三者評価及び評価者養成の実践と検証	一般社団法人 全国動物専門学校協会
12	職業実践専門課程における分野横断的な第三者評価の調査研究及び仕組みの基本設計	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

## 職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について（1）

「職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進」において、第三者評価に関しては、以下の（Ⅰ）及び（Ⅱ）を踏まえて実施する。

その際、各コンソーシアムの枠組を生かしながら、産業界等が参画する評価体制の下で、それぞれの取組状況を適宜確認・評価することで、より効果的・効率的な取組とすることが求められる。

第三者評価は、質保証・向上のための「手段」であることに留意する。

資格取得や進路状況等については、各分野において、分野共通の数値目標を設定する必要は必ずしもないが、各認定課程が、独自に数値目標を設定することは奨励される。

### （Ⅰ）自己目標の設定

- 認定課程ごとに、学生の学修成果を中心とした目的・目標を社会との接続の観点を含めて具体的に設定する。目的・目標は、職業実践的な教育に適したものとする。
- 目標として設定する指標は、ある程度分野共通的なものとなることを意識した上で、個別の分野に即した具体的な指標を設定する。  
(指標の項目例：資格取得、就職状況、離職率、企業等からの評価 等)
- 設定された目標の水準は、各分野の中で比較できるような枠組み(資格制度、職業能力評価基準等)と関連付けることが期待される。  
(さらには、分野間等で相互に比較できるような資格枠組みの将来的な構築も視野に。)

目標の設定において、当該分野において、既存の枠組みがある場合はそれを活用する(例：IT分野における「i コンピテンシ ディクショナリ(iCD)」)。

参照に適した既存の枠組みがない場合には、日本技術者教育認定機構(JABEE)による認定基準(基準1:学習・教育到達目標の設定と公開)等を参考に、分野の特性を踏まえた共通目標を設定する。

# 職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について（2）

## （Ⅱ）第三者評価の実施

職業実践専門課程としての要件を満たしつつ、学校が設定した目的・目標を達成できているか（目的・目標の適切性に関する評価も含む）について、社会との接続の観点を含めて評価を行う。

### 【評価の手法】

評価委員の構成は5名程度（有識者／専門学校関係者／業界関係者等）とする。

評価委員構成の工夫や、評価に係る評価委員（評価主体）の質の向上方策も含め、評価体制の充実の在り方について検証を進める。

### 【評価の観点】

#### （1）設置基準等

専修学校設置基準等に適合していることを認定。

- ・ 教員資格、教員数
- ・ 授業時数
- ・ 校地校舎の面積、設備
- 等

#### （2）職業実践専門課程認定要件

職業実践専門課程の各認定要件に適合していることを認定。

- ・ 教育課程編成委員会等の委員構成、開催回数、教育課程の編成内容
- ・ 企業等と連携した実習・演習等の実施
- ・ 企業等と連携した組織的な教員研修の実施
- ・ 企業等と連携した学校関係者評価の実施・公表
- ・ ホームページにおける情報提供

# 職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について（3）

## （Ⅱ）第三者評価の実施

#### （3）学修成果等

認定課程が目的・目標に設定している学修成果等が達成できているかどうかを評価。

- ・ 職業実践専門課程認定要件に係る教育内容等

職業実践専門課程の各認定要件に係る学校の教育内容等（教員組織、教育課程、施設及び設備等）が、目的・目標達成のために適切に機能しているか。

- ・ 上記以外の教育内容等

教育課程や教育施設・設備等が目的・目標達成のために適切なものか。 等

当該分野共通の目標を達成するために必要な内容を、分野共通の評価項目として具体的に設定する。

#### （4）内部質保証

機関内部の質保証の取組や手続きを整備し、それが機能しているかを評価。

内部質保証に係る第三者評価としては、自己評価及び学校関係者評価が適切に機能しているかの評価を行うことを志向しつつ、そのことと併せて、自己評価及び学校関係者評価による個別項目に係る評価について、それらの評価（評価項目・評価手法・根拠資料の活用方法等の在り方を含む）の充実に向けた指導的な役割も期待されていることに留意する。

※ 目的・目標の設定とそれらの達成状況等についての評価は、認定課程とともに、学校全体を見据えたものについても行うよう努めるものとする。

※ 機関別評価及び分野別評価の組み合わせも含めた第三者による質保証の将来的な進め方については、本事業による第三者評価の実施状況等を踏まえて検討するものとする。

## 5. 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関について

# 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について <概要>

## 産業・職業と職業人の状況

○【産業・職業をめぐる状況】生産年齢人口の減少、日本型雇用慣行の変容（企業内教育訓練の縮小）

○【職業人をめぐる状況】職業人に求められる能力の高度化・複雑化、雇用の流動化 など



## 今後の職業人材養成の在り方

○我が国の経済競争力の維持・向上のためには、

\* 成長分野等への人材シフトとともに、

\* 事業の現場における様々な変化への対応等（労働生産性の向上、商品・サービスの質向上、グローバル化への対応など）の推進が不可欠。

→ **変化への対応が求められる中で、事業の現場の中心を担い、現場レベルの改善・革新を牽引できる人材の養成強化が必要。**

## 第二章 高等教育における職業人養成の現状と課題

### 現状

○大学進学率の上昇。

（多様な学生が同一の尺度で大学選び→入学後、意欲をもって学修に取り組めないなどのミスマッチ）

○大学における社会人学生の受入れは、OECD諸国で最低の水準。

○大学等は、制度上は、教養教育と学術に基づく専門教育を行うもの。

※ 職業実践知に基づく技能等の教育については、制度上、明確な位置付けなし。



### 課題と求められる対応

○職業教育が一段低く見られ、大学への進学自体を評価する風潮

→ スペシャリスト志向の若者にとって魅力ある進学先となる、実践的な職業教育に最適化した仕組みが必要

○産業競争力の維持・強化のため、現場レベルでの改善・革新の牽引役を担うことのできる人材の養成が重要

→ 高度な専門技能等に加え、変化への対応等に必要な基礎・教養や、理論にも裏付けられた実践力等を兼ね備えた、質の高い専門職業人の層を確保していく必要  
→ 職業実践知の教育に軸を置きつつ、学術知の教育にまで至る、実践的な職業教育に最適化した高等教育機関の創設が必要

○職業人が自らのキャリアを主体的に切り拓いていけるよう、社会人の学び直し環境の整備が課題

→ 社会人の学び直しニーズに対応した機関の整備が必要

→ **職業実践知の教育に軸を置きつつ、学術知の教育にまで至る、実践的な職業教育に最適化した高等教育機関の創設が求められる。**

## 第三章 新たな高等教育機関の制度化の方向性

### 大学体系への位置付け

**新たな機関は、教養や理論に裏付けられた実践力を育成するものであること等を踏まえ、大学体系に位置付け、大学等と同等の評価を得られるようにする。**

## 第四章 新たな高等教育機関の制度設計

### 身に付けさせるべき資質・能力

① 専門とする特定の職業に関し、高度な専門的知識等を与え、理解を深化【専門高度化】

② 専門とする特定の職業に関し、卓越した技能等を育成するとともに、実践的な対応力を強化【実践力強化】

③ 一定の産業・職業分野に関し、当該分野全般の、又はその関連の基礎知識・技能等を育成【分野全般の精通等】

④ 実践的スキルや、実践知と理論知、教養等を統合し、課題の解決や、新たな手法等の創造に結びつけられる総合的な能力を育成【総合力強化】

⑤ 職業人としての基礎的・汎用的能力や教養、主体的なキャリア形成を図るために必要な能力を育成【自立した職業人のための「学士力」育成】

### 制度設計の在り方

☆**制度の基本設計** ○大学体系に位置付く次のような機関を制度化。

○4年制課程については、**前期・後期の区分制課程も導入。**

① 学士課程相当の課程を提供する機関《修業年限4年》

② 短期大学士課程相当の課程を提供する機関《修業年限2年又は3年》

※ 前期終了後一旦就職してから後期へ再入学する、他の高等教育機関から編入学する、社会人が学び直しのために後期から編入学するなど、積み上げ型の多様な学習スタイルを想定

### ☆具体的設計

#### ① 理論と実践の架橋による職業教育の充実

○理論と実践を架橋する教育内容として、

・教養・基礎教育及び専門教育を通じ、実践的な能力を培うよう、体系的に教育課程を編成。分野の特性に応じ、卒業単位のおおむね3～4割程度以上は、実習等の科目を修得、企業内実習等を、2年間で300時間以上、4年間で600時間以上履修。

・授業で身に付けた知識・技能等を統合する総合的な演習科目を設定。

○実務家教員を教員組織の中に積極的に位置付け。

・必要専任教員数のおおむね4割以上は、実務家教員とする。さらに、専任実務家教員については、その必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。

#### ② 産業界・地域等のニーズの適切な反映、産業界・地域等との連携による教育の推進

○産業界・職能団体、地域の関係機関等との連携により、教育課程を編成・実施する体制の整備を義務付け。

○設置認可、評価における連携として、

・設置認可審査における産業界等との連携体制を確保。

・認証評価においては、専門団体との連携による分野別質保証の観点を取り入れ。

### ③ 社会人の学び直し等、 多様な学習ニーズへの対応

- 専門高校卒業生、社会人学生など多様な学生を積極的に受け入れることを、努力義務化。
- 社会人等に対応した教育内容・方法として、
  - ・パートタイム学生や科目等履修生として学ぶ機会を積極的に提供（長期履修の活用、学内単位バンクの整備等）。
  - ・短期の学修成果を積上げ、学位取得につなげる仕組みを整備（モジュール制、修業年限の通算・単位認定等）。
- 入学者選抜では、実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮し、意欲・能力・適性等を多面的・総合的に評価。

### ④ 高等教育機関としての質保証と国際的な通用性の担保 実践的な職業教育に相応しい教育条件の整備

- 教員について、
  - ・教授・准教授等の資格基準（求める能力の水準）については、大学・短大と同等の水準確保を基本。
  - ・実務家教員を、教員組織の中に積極的に位置付け。
- 必要専任教員数、備えるべき施設設備、校地・校舎面積については、大学・短大の水準を踏まえつつ、質の高い職業人養成に相応しい適切な水準を設定。  
※ 大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、機関の特性に留意し、校地面積や運動場等については、弾力的な対応が可能な基準を設定。
- 教員や教育内容等の質が十分に確保されたものを認可。大学・短大と同等又はそれ以上に充実した情報公表を義務付け。分野別質保証やできる限り客観的な指標を採り入れた評価。

#### ☆制度全般にわたる事項

##### 【研究機能の位置付け】

「教育」機能に重点を置くが、大学体系に位置付く機関として、理論と実践を架橋する教育を行うためにも、機関の目的には「研究」を含める。  
→ 職業・社会における「実践の理論」を重視した研究を志向

##### 【制度上の位置づけ】

教員の資格基準等も一定の水準を担保することから、大学制度の中に創設し、国際的通用性のある学位授与機関として位置付け。

##### 【学位の種類・表記】

実践的な職業教育の成果を微表するものとして相応しい学位名称を設定。

※ 大学・短大と同様、「学士」及び「短期大学士」の学位を授与し、当該学位には、専攻分野の名称として、産業・職業分野の名称を付記することや、専攻分野に加え、「専門職業」「専門職」などの字句を併せ付し、専門職業人養成のための課程を修了したことを明確にすること等が適当

##### 【名称】

例えば、4年制は、「専門職業大学」、「専門職大学」など、2・3年制は、「専門職業短期大学」、「専門職短期大学」など。

※さらに、幅広い意見を踏まえ、相応しい名称を定めることが適当。

##### 【対象分野】

制度として、分野の限定は行わない。職業実践知に基づく教育と学術知に基づく教育の融合による人材養成の充実について具体的なニーズが認められる分野を主に想定。

##### 【設置形態】

大学・短期大学が、一部の学部・学科を転換させるなど、新たな機関を併設し、より多様な学習機会を学生に提供することも可能に。

##### 【財政措置】

必要な財源の確保を図り、改革に積極的に取り組む既存の高等教育機関への支援が維持・充実されるようにするとともに、専門職業人養成を担う機関として相応しい支援を行っていくことが必要。

※ 機関に対する基盤的経費やプロジェクト経費、学生に対する修学支援や教員に対する研究助成の措置が図られるようにすることを基本とする。

※ 産業界等から求められる人材の養成とそのための多面的な資金導入との好循環が確立された機関となるよう、必要な制度設計等を進めていく。

## 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化のポイント

### 養成する人材

- ◎ 変化への対応が求められる中で、基礎・教養や理論にも裏付けられた優れた技能等を強みに、事業の現場の中核を担い、現場レベルの改善・革新を牽引していくことのできる人材

#### 【新たな機関で養成する人材に（将来的に）期待する役割】

※ 企業等の活動の次のような側面を先導する者となることを期待

##### ●生産・サービスの現場で中核的な役割を担う人材等として

- ・生産・サービスの工程の改善やこれを通じた生産性の向上
- ・高度な技能や洗練された技術・ノウハウによる優れた商品・サービスの提供 など

##### ●その専門性をもって、自ら事業を営み、又はこれを補佐する人材として

- ・新たな付加価値の創造、これを活かした新しい商品・サービスの考案
- ・新規事業の創出、強みのある製品・サービスを活かした新規市場の開拓 など

- ◎ 高等教育の終了・入職時点で、専門的な業務を担うことのできる実践的な能力とともに、変化に対応し、自らの職業能力を継続的に高めていくための基礎（伸びしろ）を身に付けた人材

#### 《 成長分野等で求められる人材例 》

例えば、IT分野で、新たなアイデアの構想・提案等を行うプログラマーやCGデザイナー等 /  
観光分野で、接客のプロとして活躍するとともに、現場におけるサービス向上の先導役を果たす人材 /  
農産物を生産しつつ、直売、加工商品開発等の事業も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導する人材 など

実践的な職業教育を提供するための独自の基準を整備。  
そうした教育を行うことを制度的に義務付けられた機関として明確化。

## 修業年限

### ◎ 2・3年制及び4年制の複数の修業年限を制度化。

※高卒後の学生のほか、社会人学生、編入学生など、多様な学習者に、多様な学習機会の選択肢を提供

### ◎ 4年制課程については、前期・後期の区分制課程も導入。

※ 前期修了後一旦就職してから後期へ再入学する、他の高等教育機関から編入学する、社会人が学び直しのために後期から編入学するなど、積み上げ型の多様な学習スタイルを想定

※ 前期修了時に職業資格を取得した上で、後期においては、有資格者であることを前提とした専門実務実習を行うなど、より実践的な職業教育プログラムの提供も可能に

## 教育内容・方法

### 《実践的な職業教育のためのカリキュラム》

◎ 分野の特性に応じ、卒業単位のおおむね3～4割程度以上は、実習等(又は演習及び実習等)の科目を修得。

◎ 分野の特性に応じ、適切な指導体制が確保された企業内実習等を、2年間で300時間以上、4年間で600時間以上履修。  
\* 設置基準等により義務付け

### 《産業界・地域等のニーズの反映》

◎ 産業界・地域の関係機関との連携により、教育課程を編成・実施する体制を機関内に整備(教育課程編成・実施委員会の設置など)  
\* 設置基準等により義務付け

### 《社会人等が学びやすい仕組み》

◎ 社会人等をパートタイム学生や科目等履修生として積極的に受け入れる仕組みや、短期の学修成果を積み上げ、学位取得につなげる仕組みを整備。

※ 長期履修制度の活用、学内単位バンクの整備、モジュール制の導入促進、修業年限の通算・単位認定に関する制度の弾力化

## 教員

◎ 実務家教員を、教員組織の中に積極的に位置付け。

－ 必要専任教員数のおおむね4割以上は、実務家教員とする。

－ さらに、専任実務家教員については、その必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。  
\* 設置基準等により義務付け

◎ 設置認可時の教員資格審査では、実務家について、その実務卓越性に基づき、教員としての資格を適切に評価。

※ 保有資格、実務上の業績、実務を離れた後の年数等を確認。

## 入学者の受け入れ

◎ 専門高校卒業生、社会人学生など多様な学生を積極的に受け入れることを、努力義務化。

◎ 入学者選抜では、実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮し、意欲・能力・適性等を多面的・総合的に評価。

## 質保証

◎ 質の高い実践的な職業教育を行う機関としての相応しい設置基準等を制定。

※ 大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、機関の特性に留意し、校地面積や運動場等については、弾力的な対応が可能な基準を設定。

◎ 各授業科目について同時に授業を受ける学生数を、原則40人以下とすることを義務付け。

◎ 大学・短大と同等又はそれ以上に充実した情報公表を義務付け。

◎ 認証評価については、専門団体との連携により、分野別質保証の観点を取り入れた評価を導入。

※ 情報公表及び評価に当たっては、学生、企業等の視点からのできる限り客観的な指標を取り入れ。

## 研究機能の位置付け

◎ 新たな機関の機能は実践的な専門職業人養成のための「教育」に重点を置くが、理論と実践を架橋する教育を行うためにも、機関の目的には「研究」を含める。

→ 職業・社会における「実践の理論」を重視した研究を志向

◎ **実践的な職業教育の成果を徴表するものとして相応しい学位名称を設定。**

学位

- ※ 学位の種類としては、大学・短大と同様、「学士」及び「短期大学士」の学位を授与することが適当。
- ※ 現行の大学・短大の学位には、専攻分野の名称を付記するものとされているが、新たな機関では、当該専攻分野の名称として、学問分野よりも、産業・職業分野の名称を付記することや、専攻分野に加え、「専門職業」、「専門職」などの字句を併せ付し、専門職業人養成のための課程を修了したことを明確にすること等が適当

名称

◎ **例えば、4年制は、「専門職業大学」、「専門職大学」など  
2・3年制は、「専門職業短期大学」、「専門職短期大学」など。**

- ※ さらに、幅広い意見を踏まえ、相応しい名称を定めることが適当。

設置形態

◎ **大学、短期大学が、一部の学部、学科を転換させるなど、新たな機関を併設し、より多様な学習機会を学生に提供することも可能に。**

財政措置

◎ **必要な財源の確保を図り、実践的な職業教育を行い、専門職業人養成を担う機関として相応しい支援を行っていく。**

- ※ 機関に対する基盤的経費やプロジェクト経費、学生に対する修学支援や教員に対する研究助成の措置を図ることを基本とする。
- ※ 産業界等から求められる人材の養成とそのため多角的な資金導入との好循環が確立された機関となるよう、必要な制度設計等を進めていく。